

令和2（2020）年度版

# 広島県人権啓発推進プランの 実施状況等に関する報告

広 島 県

## ～本書について～

### 趣 旨

広島県では、「広島県人権教育・啓発指針（平成14年3月策定）」の《実施計画》である「広島県人権啓発推進プラン（平成14年11月策定，以下「推進プラン」という。）」に基づき，人権啓発に関する施策を総合的かつ効果的に推進しています。

本書は，推進プラン第3章3の規定により，人権啓発の実施状況を点検し，その結果を今後の啓発に反映させることを目的として作成しました。

### 構 成

構成は，次のとおり2部構成としています。

#### 第Ⅰ部 令和元(2019)年度の実施状況及び点検結果

- 1 令和元(2019)年度の実施状況（総括）
- 2 令和元(2019)年度の実施状況（詳細）
- 3 令和元(2019)年度の事業点検結果

#### 第Ⅱ部 令和2(2020)年度に実施予定の施策

# 目 次

## 第Ⅰ部 令和元（2019）年度の実施状況及び点検結果

1 令和元（2019）年度の実施状況（総括）	I-1
2 令和元（2019）年度の実施状況（詳細）	I-2
<b>ア 人権一般の普遍的な視点からの取組</b>	I-2
(1) 県民参加型の啓発活動の実施	I-2
(2) 実施主体間の連携	I-3
(3) 担当者の育成	I-4
(4) 文献・資料等の整備・充実	I-5
(5) 内容・手法に関する調査・研究	I-6
(6) マスメディアの活用等	I-7
(7) インターネット等IT関連技術の活用	I-8
(8) スポーツ組織などとの連携・協力	I-8
<b>イ 各人権課題に対する取組</b>	I-9
(1) 女性	I-9
(2) 子ども	I-14
(3) 高齢者	I-17
(4) 障害者	I-23
(5) 同和問題	I-26
(6) アイヌの人々	I-27
(7) 外国人	I-28
(8) HIV感染者等及びハンセン病回復者等	I-30
(9) 刑を終えて出所した人	I-31
(10) 犯罪被害者等	I-32
(11) インターネットによる人権侵害	I-35
(12) 北朝鮮当局による拉致問題等	I-36
(13) 性的指向・性自認	I-37
(14) その他	I-38
<b>ウ 人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等</b>	I-39
3 令和元（2019）年度の事業点検結果	I-43

## 第Ⅱ部 令和2（2020）年度に実施予定の施策

1 人権一般の普遍的な視点からの取組	II-1
(1) 県民参加型の啓発活動の実施	II-1

(2)	実施主体間の連携	II-1
(3)	担当者の育成	II-1
(4)	文献・資料等の整備・充実	II-1
(5)	内容・手法に関する調査・研究	II-1
(6)	マスメディアの活用等	II-2
(7)	インターネット等IT関連技術の活用	II-2
(8)	スポーツ組織などとの連携・協力	II-2
<b>2</b>	<b>各人権課題に対する取組</b>	<b>II-3</b>
(1)	女性	II-3
(2)	子ども	II-5
(3)	高齢者	II-6
(4)	障害者	II-8
(5)	同和問題	II-9
(6)	アイヌの人々	II-9
(7)	外国人	II-10
(8)	HIV感染者等及びハンセン病回復者等	II-10
(9)	刑を終えて出所した人	II-10
(10)	犯罪被害者等	II-11
(11)	インターネットによる人権侵害	II-12
(12)	北朝鮮当局による拉致問題等	II-12
(13)	性的指向・性自認	II-12
(14)	その他	II-13
<b>3</b>	<b>人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等</b>	<b>II-14</b>

# 第 I 部

**令和元（2019）年度の実施状況及び点検結果**

# 第 I 部 令和元（2019）年度の実施状況及び点検結果

令和元年度は 111 事業を実施しました。

これらの事業について、各部局において次の区分応じて点検を行い、結果を取りまとめました。

## 1 令和元（2019）年度の実施状況（総括）

※複数の項目を実施する事業があるため、内訳の合計は事業数と一致しない。

人権啓発に関する施策	事業数	広報啓発	相談対応	講習研修	調査研究
(1)女性	18	(14)	(5)	(4)	(7)
(2)子ども	5	(3)	(2)	(4)	(0)
(3)高齢者	15	(15)	(1)	(8)	(2)
(4)障害者	11	(9)	(1)	(6)	(0)
(5)同和問題	7	(6)	(2)	(1)	(0)
(6)アイヌの人々	2	(2)	(0)	(0)	(0)
(7)外国人	6	(4)	(1)	(3)	(0)
(8)H I V感染者等及び ハンセン病回復者等	3	(3)	(2)	(1)	(1)
(9)刑を終えて出所した人	2	(2)	(0)	(0)	(0)
(10)犯罪被害者等	7	(6)	(4)	(3)	(0)
(11)インターネットによる人権侵害	3	(3)	(1)	(2)	(0)
(12)北朝鮮当局による拉致問題等	3	(3)	(0)	(0)	(0)
(13)性的指向・性自認	6	(3)	(2)	(1)	(0)
複数の人権課題に係る事業	23	(11)	(1)	(13)	(1)
合 計	111	(84)	(22)	(46)	(11)

## 2 令和元（2019）年度の実施状況（詳細）

### ア 人権一般の普遍的な視点からの取組

「人権に関する基本的な知識の習得」をベースに、令和元年度は前年度に引き続き、「生命の尊さ」及び「個性の尊重」の視点に重点を置き、12事業を実施しました。

事業名	事業内容	実施状況	今後の取組方針	担当課等
		成果（◇）・課題（◆）		

#### (1) 県民参加型の啓発活動の実施

<p>人権啓発イベントの実施</p>	<p>●県民が人権尊重の意識を高め、互いに人として尊重し合い、「だれもがいきいきと生活できる社会」の実現を目指して、「ヒューマンフェスタ2019ひろしま」を実施 【日時】 12月7日(土)11:00～15:30 12月8日(日)10:00～16:00 【場所】 広島駅南口地下広場, 広島市総合福祉センター 【内容】 《広島駅南口地下広場》 一日人権擁護委員委嘱式・トークショー(サンフレッチェ広島アンバサダー-柏好文さん,広島東洋カープ-藤井皓哉選手),中学生人権作文表彰・朗読発表,障害者スポーツ体験会,身体障害者補助犬デモンストレーション,金澤翔子書道パフォーマンス&amp;金澤泰子特別講演会,障害者舞台芸術等 《広島市総合福祉センター》 いじめ防止実践発表会, LG BTトークショー&amp;映画上映会, 人権講演会等 《その他》 街頭キャンペーン, 困りごと相談, 障害のある方の虐待相談, 人権啓発ポスター・パネル・資料展示, あいサポートアート展作品展示, ウポポイアイヌ民族展, 「OUT IN JAPAN」写真展示, 人権クイズラリー, 子ども広場(工作コーナー), ふれ愛プラザ展示販売コーナー, レインボーパタフライプロジェクト等 ※主催は県, 法務局, 人権擁護委員連合会, 広島市, 県社会福祉協議会, 市社会福祉協議会で構成する「広島県人権啓発活動ネットワーク協議会」</p>	<p>◇延べ来場者数は, 32,272 人と目標(R1年度実績 30,476 人)を大幅に上回った。 ◇来場者にアンケートを実施した結果, 多くの来場者が, 人権問題への理解と関心を深めることができ, 高い満足度を得られた。 また, 来年も引き続き, 開催すべきという声が非常に多く, ニーズの高さも確認できた。 《アンケート結果》 ・人権問題に関する関心・理解の深化: 83.9% ・来場者満足度: 82.8% ・来年も開催すべき: 80.1% ◇関係団体と連携し, 性的マイノリティを支援するためのブースを設置した。 ◆人権問題についての関心を高め, 理解を深めることができるようにイベント内容を工夫する必要がある。 ◆若年層の参画・集客が少ないため, 企画・広報を工夫する必要がある。</p>	<p>●一般県民が, 人権問題についての関心を高め, 理解を深めることができるようなイベント内容及び展示の工夫を行う。 ●関係団体と連携し, 新たな企画・広報などの工夫を行い, 若年層の参画・集客に繋げる。</p>	<p>(環境県民局) 人権男女共同参画課</p>
<p>合計 1 事業</p>				

事業名	事業内容	実施状況	今後の取組方針	担当課等
		成果(◇)・課題(◆)		
<b>(2) 実施主体間の連携</b>				
地域人権啓発活性化事業の実施	<p>●地域の実情に応じた地域密着型の啓発活動を実施(国庫受託事業の市町への再委託)</p> <p>【主な取組】 人権の花運動, 人権啓発映画の上映, 人権講演会ほか</p> <p>【再委託先】 21市町(広島市及び神石高原町を除く。) ※法務局(支局), 人権擁護委員協議会, 市町等で構成する「地域人権啓発活動ネットワーク協議会」の協力により実施</p>	<p>◇人権の花運動では, 小学生が互いに協力し合い花を育てる活動を通じて, 命の大切さに気付き, 他者への思いやりを育むことができた。</p> <p>◇呉市, 庄原市, 安芸太田町及び世羅町では, 人権啓発映画の上映や人権講演会などを通じて, 人権問題に関する関心・理解の深化を図った。</p>	<p>●各地域の実情に応じた内容で継続実施する。</p>	(環境県民局) 人権男女共同参画課
合計 1 事業				



事業名	事業内容	実施状況	今後の取組方針	担当課等
		成果(◇)・課題(◆)		
<b>(3) 担当者の育成</b>				
人権啓発指導者等養成研修会の実施	<p>市町・民間企業等の人権啓発担当者が指導者として必要とされる知識を習得するための研修を実施【LGBT 講座】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広島:1回, 福山:1回</li> <li>・講師:筑紫女学園大学非常勤講師五十嵐ゆり氏(各回ともに)</li> <li>・参加者:延べ174人</li> </ul> <p>【LGBT 研修会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広島:2回, 福山:1回, 三次:1回, 東広島:1回</li> <li>・講師:広島修道大学人文学部教授河口和也氏, 日本学術振興会特別研究員 PD 眞野豊氏(各回ともに)</li> <li>・参加者:延べ184人</li> </ul> <p>【ヒューマンライツ夏セミナー】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広島:2回, 福山:1回</li> <li>・講師:芝園団地自治会事務局長岡崎広樹氏, 公益財団法人反差別・人権研究所みえ常務理事兼事務局長松村元樹氏(各回ともに)</li> <li>・参加者:延べ220人</li> </ul> <p>【その他】講座及び研修会概要を県ホームページに掲載</p>	<p>◇LGBT 講座は性的少数者が抱える困難や地域・職場等で実践できる取り組みについて, 具体的な事例を交えた内容で実施し, LGBT 研修会は LGBT(性的少数者)の子どもたちの思いに寄り添うためには何が大切なのかという視点で, 実際の教育現場において発生した事例をもとにグループワーク等で理解を深めた。</p> <p>◇ヒューマンライツ夏セミナーは参加者の利便性を確保するため広島・福山の2会場で実施した。</p> <p>◇アンケート結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・LGBT 講座 98.6%</li> <li>・LGBT 研修会 98.8%</li> <li>・ヒューマンライツ夏セミナー 98.6%が「参考になった」と回答している。</li> </ul> <p>◆社会情勢の変化に対応したタイムリーな人権問題に関する知識や円滑に研修できる手法を提供する必要がある。</p> <p>◆研修受講者の行政職員・教育職員を占める割合が多く, 広く県民に啓発するためには民間企業や団体の指導者等を増やしていく必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●人権問題に関する社会情勢の変化に対応したタイムリーな知識が修得できる内容にする。</li> <li>●受講した指導者等が各職場等において, 円滑に啓発研修を行えるノウハウが修得できる内容にする。</li> <li>●新たなアプローチや関係機関との連携を強化し, より積極的に参加を促進する。</li> </ul>	(環境県民局) 人権男女共同参画課
合計 1 事業				

事業名	事業内容	実施状況	今後の取組方針	担当課等
		成果(◇)・課題(◆)		

(4) 文献・資料等の整備・充実

人権啓発冊子等作成・配布	<p>●リーフレット「広島県人権だより」を 30,000 部作成し、人権啓発イベントの参加者、市町・企業等に配布</p> <p>●人権啓発冊子『「気づき」から「きずな」へ。』を 3,000 部増刷</p>	<p>◇リーフレット「広島県人権だより」及び人権啓発冊子『「気づき」から「きずな」へ。』は「今日的なテーマが複数取り上げられ、研修等で利用しやすい」と市町・民間企業等の人権啓発担当者から追加配布の要望があった。</p> <p>◆若年層の同和問題への認知度が低い。</p>	<p>●市町・民間企業等の研修等で十分活用されるよう、引き続き、人権に関する今日的テーマを中心に引き上げ、分かりやすい内容で「広島県人権だより」を作成する。</p> <p>●人権啓発冊子を、ホームページ等で市町・民間企業等の人権啓発担当者に紹介するなど積極的活用を促す。</p>	(環境県民局) 人権男女共同参画課
	<p>●同和問題研修資料「同和問題の今について考える」作成・配付 3,000 部印刷。</p>	<p>◇同和問題については、従来の差別事案に加えて、近年インターネット上で差別を助長するような内容を書込む等の問題が発生していることから、まずは行政職員から同和問題の現状について正しく理解をする必要があるため、同和問題の現状についてわかりやすく解説した研修用冊子を作成し、同和問題の理解の促進を図った。</p> <p>◆若年層の同和問題への認知度が低い。</p>	<p>●人権啓発冊子を、ホームページ等で市町・民間企業等の人権啓発担当者に紹介するなど積極的活用を促す。</p>	(環境県民局) 人権男女共同参画課
	<p>●性的少数者に関する啓発冊子「性の多様性ってどういうこと？私たちの性は多様です」の作成・配付 1,000 部印刷</p>	<p>◇一般県民向けに、性的少数者に関する用語解説や、課題、課題解決のための方策、相談窓口、イラストや県内の取組事例等を用い、わかりやすい研修用資料を作成することで、性的少数者への理解の促進を図った。</p> <p>◆広く県民に対し、性的少数者に関する正しい理解を浸透させていく必要がある。</p>	<p>●人権啓発冊子を、ホームページ等で市町・民間企業等の人権啓発担当者に紹介するなど積極的活用を促す。</p>	(環境県民局) 人権男女共同参画課

事業名	事業内容	実施状況	今後の取組方針	担当課等
		成果(◇)・課題(◆)		
人権啓発用資料の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●人権啓発用資料(DVD, 冊子等)を購入し, 市町, 民間企業等の人権啓発担当者に貸出</li> <li>●県ホームページでビデオライブラリー貸出ランキングを紹介し, 利用を促進</li> </ul>	<p>◇貸出先件数は 150 件, 年間貸出本数は 422 本で, 目標(439 本※)の 96.1%であった。</p> <p>※過去3年間で最も多い本数 H28</p> <p>◇アンケート調査により, 利用者の 96.4%が内容に満足していることが把握でき, 満足度は前年度の 93.4%より 3.0 ポイント増加した。</p> <p>◆利用者のニーズに応じた人権課題について, 最新の内容を準備する必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ホームページや会議等の機会をとらえたPRを行い, 貸出促進を図る。</li> <li>●関心が高まりそのような人権課題や啓発活動の傾向を把握し, ニーズ等に応じた啓発教材の整備を進める。</li> </ul>	(環境県民局) 人権男女共同参画課
合計 2 事業				

(5) 内容・手法に関する調査・研究				
啓発手法等に関する調査・研究	<ul style="list-style-type: none"> <li>●中国ブロック人権主管課長会議において, 人権施策に係る指針(計画)の周知と活用について情報共有・意見交換を実施</li> </ul>	<p>◇中国ブロック人権主管課長会議において意見交換を行った結果, 効果的な啓発内容・手法等について参考となる情報を得ることができた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●効果的な啓発内容・手法について引き続き検討し, 県が行う啓発活動等に活かす。</li> </ul>	(環境県民局) 人権男女共同参画課
(公財)人権教育啓発推進センターの研修等への参加	<ul style="list-style-type: none"> <li>●(公財)人権教育啓発推進センターの人権啓発研修等に参加することにより, 人権研修のノウハウや効果的な啓発内容等についての情報を収集</li> </ul>	<p>◇先進的な研修内容・手法について情報収集したほか, 研修会の場において他県等の人権啓発担当者との意見交換を行い, 各人権課題等に対する啓発手法等について情報を収集することができた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●積極的に研修等に参加し, 各人権課題を取り巻く状況や啓発手法等について習得し, 県が主催する研修会等に活かす。</li> </ul>	(環境県民局) 人権男女共同参画課
合計 2 事業				

事業名	事業内容	実施状況	今後の取組方針	担当課等
		成果(◇)・課題(◆)		
(6) マスメディアの活用等				
啓発ポスターの制作・掲示	<p>●人権尊重の理念を表現した啓発ポスターを制作し、10月から人権週間にかけて、電車等公共交通機関、市町等の公共施設等に掲示</p> <p>・B2判【通年用】 3,400枚</p> <p>・B3判【人権週間用】 4,000枚</p>	<p>◇B2判(通年用)のポスターの内容を他の広報媒体(人権啓発リーフレット等)に継続して使用することにより、効果的な広報が実施できた。</p> <p>◇ヒューマンフェスタの来場者アンケートにおいて、「ポスターを見て参加した人」の割合は11.2%で、選択肢における順位は3位であった。</p> <p>◆人権尊重の理念が広く県民に普及し理解されるような啓発ポスターを制作する必要がある。</p>	<p>●より多くの県民が人権に対する理解を深めることができるよう、引き続き、ポスターを制作・掲示するとともに、様々な広報媒体を活用する。</p>	(環境県民局) 人権男女共同参画課
新聞広告及び地域情報誌の広告掲載	<p>●人権週間及びヒューマンフェスタ告知の記事を新聞広告に掲載</p> <p>●人権相談窓口及びヒューマンフェスタ告知の記事を県内の地域情報誌に2回掲載</p>	<p>◇ヒューマンフェスタの来場者アンケートにおいて、「新聞記事を見て参加した人」の割合は13.4%で、選択肢における順位は2位であった。</p> <p>◇若年層の参画・集客を図るため、30代が中心に購読者が多い地域情報誌を活用した。</p> <p>◆若年層の参画・集客を図るため、急速に普及が進んでいるスマートフォンを活用した効果的な啓発や広報の手法を検討する。</p>	<p>●より多くの県民が人権に対する理解を深めることができるよう、引き続き、新聞広告及び地域情報誌の広告を掲載するとともに、様々な広報媒体を活用する。</p>	(環境県民局) 人権男女共同参画課
合計2事業				

事業名	事業内容	実施状況	今後の取組方針	担当課等
		成果(◇)・課題(◆)		

(7) インターネット等IT関連技術の活用				
県ホームページの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 広く県民に対し、多種多様な人権関係情報を提供することを目的として研修教材の紹介や実施事業の広報・実施結果等を県ホームページに掲載</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 頻繁に内容を更新した結果、人権啓発コンテンツへのアクセス数は32,771件であり前年度の37,193件より4,422件減少した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 引き続き、見やすく分かりやすい内容で人権関係情報を掲載する。</li> </ul>	(環境県民局) 人権男女共同参画課
インターネットを活用した広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ヒューマンフェスタの広報や県ホームページへの誘導を目的として、関連企業のホームページにバナーを掲出</li> <li>● 県フェイスブックでサンフレッチェ広島の3選手による4種類の動画を公開</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ ホームページ・SNSを見てヒューマンフェスタに参加した人の割合は8.3%で、選択肢における順位は6位であった。</li> <li>◇ 県フェイスブックでは、1,905回動画が再生された。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 人権相談窓口の周知・ヒューマンフェスタへの参加促進のため、SNS等を活用する。</li> </ul>	(環境県民局) 人権男女共同参画課
合計2事業				

(8) スポーツ組織などとの連携・協力				
地元のスポーツチームと連携した人権啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>● サンフレッチェ広島と連携して人権啓発活動を実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 啓発ポスター及び人権啓発リーフレットのデザインに選手を起用</li> <li>・ 試合会場において啓発活動を実施</li> <li>・ サンフレッチェの広報媒体(POCKET SCHEDULE)に人権広告を掲載</li> </ul> </li> <li>● トップス広島、広島ドラゴンフライズ、広島カープOB会と連携して人権啓発活動を実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人権スポーツ教室に、スポーツ選手・コーチを小学校5校・中学校2校に派遣し、実技指導・メッセージを通じての人権啓発を行った。</li> </ul> </li> </ul> <p>※「広島県人権啓発活動ネットワーク協議会」及び「地域人権啓発活動ネットワーク協議会」の協力を得て実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ ヒューマンフェスタの来場者アンケートにおいて、「サンフレッチェ広島の試合等で知って参加した人」の割合は3.1%(10位)であった。</li> <li>◇ 人権スポーツ教室を受講した児童・生徒からは、人権尊重に関する感想やメッセージが寄せられた。</li> <li>◇ 地元スポーツ組織と連携して実施した人権啓発活動を紹介等する記事には、8,141件のアクセスがあり、前年度同様、県ホームページ(人権啓発コンテンツ)アクセス数中1位(24.9%)となった。</li> <li>◆ 若年層の参画・集客を図るため、急速に普及が進んでいるスマートフォンを活用した効果的な啓発や広報の手法を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 引き続き、地元スポーツチームと連携した啓発活動を実施する。</li> <li>● 実施の際は、広島県人権啓発活動ネットワーク協議会と引き続き連携する。</li> </ul>	(環境県民局) 人権男女共同参画課
合計1事業				

イ 各人権課題に対する取組

各人権課題に係る啓発の「具体的な取組」として、令和元年度は82事業を実施しました。

事業名	事業内容	実施状況	今後の取組方針	担当課等
		成果(◇)・課題(◆)		
<b>(1) 女性</b>				
女性の登用	● 県審議会等への女性参画の積極的推進	◇女性登用率は、全審議会25.2%、5審議会を除く審議会で、30.6%となった。(目標(令和2年度:34.0%, 40.0%)) ◆専門的分野において女性の人材が少数である場合があること、また、各審議会の関係する分野の各種団体においても女性の役職者が少数であり、審議会等委員として推薦・紹介が困難であること。	●引き続き、各審議会において積極的に女性の登用を図る。	(総務局) 人事課
		◇女性登用率は40.8%であり、目標(令和2年度:37.5%)を達成した。	●引き続き、各審議会において積極的に女性の登用を図る。	(教育委員会) 総務課
		◇警察署協議会委員242名のうち、女性委員は103名(42.6%)であり、目標(令和2年度:40%)を達成した。	●引き続き、新たな人材の確保に努め、女性の登用を推進する。	(警察本部) 総務課
		◇留置施設視察委員会の委員6名中2名に女性委員が登用され、目標(令和2年度:30%)を上回るとともに、留置施設の視察において、女性の視点からの意見を聞くことができた。	●今後も積極的に女性を登用し、女性視点からの意見を聞き、留置管理業務に反映する。	(警察本部) 留置管理課
男女共同参画拠点づくり推進事業	● 男女共同参画を推進するための各種事業の支援	◇広島県女性総合センター「エソール広島」において、(公財)広島県男女共同参画財団が実施する情報・研修・相談・交流・チャレンジ支援の5部門を柱とする各種事業を支援した。 ◆エソール広島が男女共同参画の活動拠点となるよう、さらなる利用拡大を図るとともに、財団が実施する研修等の事業について、社会情勢の変化等を捉えながら内容を充実させていく必要がある。	● 社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、男女共同参画の拠点機能の更なる発揮という観点から引き続き支援を行う。	(環境県民局) 人権男女共同参画課



事業名	事業内容	実施状況		今後の取組方針	担当課等
		成果 (◇)	課題 (◆)		
地域における取組支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●男女共同参画の推進に係る研修会の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町、関係団体の男女共同参画担当者等を対象に、先進的取組事例の紹介などを行う男女共同参画研修会の開催</li> <li>・神石高原町と連携した講演会の開催</li> </ul> </li> </ul>	◇県内全市町において男女共同参画計画に基づく取組が行われている。 ◆引き続き男女共同参画担当者を対象とした研修会を開催することで業務遂行に有益な知識を共有しつつ、各市町と連携して講演会を開催することで県民の意識醸成に努める必要がある。	◇県内全市町において男女共同参画計画に基づく取組が行われている。 ◆引き続き男女共同参画担当者を対象とした研修会を開催することで業務遂行に有益な知識を共有しつつ、各市町と連携して講演会を開催することで県民の意識醸成に努める必要がある。	●男女共同参画の推進に係る取組などの情報提供や市町、関係団体等の取組機運の醸成につながる講演会を開催する。	(環境県民局) 人権男女共同参画課
男女共同参画に関する広報・啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>●男女共同参画週間における広報や県ホームページなどによる広報・啓発</li> </ul>	◇男女共同参画週間でパネル展示などを実施したほか、県ホームページなどによる広報活動を行った。 ◆男女共同参画週間のパネル展示について、より効果的な啓発のため場所や実施方法等の検討が必要である。	◇男女共同参画週間でパネル展示などを実施したほか、県ホームページなどによる広報活動を行った。 ◆男女共同参画週間のパネル展示について、より効果的な啓発のため場所や実施方法等の検討が必要である。	●様々な立場の県民が男女共同参画に関する理解を深め行動することができるよう、多様な機会や情報手段により啓発を行う。	(環境県民局) 人権男女共同参画課
公正採用選考等啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公正な採用選考システムを確立し、就職の機会均等が図られるよう、啓発資料を県の雇用労働情報サイト「わーくわくネットひろしま」に掲載し、事業主に対する啓発を実施</li> </ul>	◇不適切な採用選考に対しては公共職業安定所が対応(職業安定法に基づく改善命令等を含む。)することとされており、件数等非公表のため、評価は困難である。 ◆国等関係機関や関係部署との連携が必要。	◇不適切な採用選考に対しては公共職業安定所が対応(職業安定法に基づく改善命令等を含む。)することとされており、件数等非公表のため、評価は困難である。 ◆国等関係機関や関係部署との連携が必要。	●関係機関、関係部署と連携のうえ、引き続き、「わーくわくネットひろしま」を通じて、事業主に対する啓発を実施する。	(商工労働局) 雇用労働政策課
ワンストップ雇用労働情報提供システム運用管理事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●男女雇用機会均等法、育児・介護休業法や支援制度、相談窓口等の情報を「わーくわくネットひろしま」に掲載し、求職者、学生、労働者、事業主に対して広報、啓発を実施</li> </ul>	◇求職者、学生、労働者、事業主に対して、きめ細かい情報提供を実施。	◇求職者、学生、労働者、事業主に対して、きめ細かい情報提供を実施。	●引き続き、常に最新情報を掲載するよう管理するとともに、利用者や時代の要請に応じた機能・サービスの拡充を継続していく。	(商工労働局) 働き方改革推進・働く女性応援課、 雇用労働政策課
女性の就職総合支援事業(「わーくわくママサポートコーナー」の運営)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「わーくわくママサポートコーナー」の運営 <ul style="list-style-type: none"> <li>・就職を希望する女性に対し、「わーくわくママサポートコーナー」においてきめ細かい相談対応等を行い、潜在的に就職を希望している女性の就職活動を支援</li> </ul> </li> </ul>	◇「わーくわくママサポートコーナー」の運営実績。 利用者のうち就職者数: 目標 248人、実績 342人 ◆M字カーブについては、底は浅くなってきており改善は続いているものの、解消には至っておらず、引き続き、女性の再就職支援が必要である。 ◆引き続き、広報・啓発が必要である。	◇「わーくわくママサポートコーナー」の運営実績。 利用者のうち就職者数: 目標 248人、実績 342人 ◆M字カーブについては、底は浅くなってきており改善は続いているものの、解消には至っておらず、引き続き、女性の再就職支援が必要である。 ◆引き続き、広報・啓発が必要である。	●引き続き、働き方改革の推進により、男女が共に働きやすい職場環境整備の促進を行うとともに、国のマザーズハローワーク等と一体的に運営するわーくわくママサポートコーナーを通じた、結婚・出産・育児その他の理由で離職している女性の再就職支援を行う。	(商工労働局) 働き方改革推進・働く女性応援課

事業名	事業内容	実施状況	今後の取組方針	担当課等
		成果(◇)・課題(◆)		
働く女性 応援ネット による広報・啓発 (女性の活躍促進事業)	●ホームページ「働く女性応援ネット」による広報・啓発を行う。	◇働きたい女性や働いている女性を対象に、有益な情報等を掲載したサイト「もちーとひろしま」を新規に作成・公開した。 ◇「働く女性応援ネット」を「もちーとひろしま」に統合し、「イクちゃんネット」からの従来の導線を確保しつつ、発信場所の集約が行えた。 ◆新規作成した「もちーとひろしま」は、認知が低いいため、広報・啓発が必要である。	●働きたい女性や働いている女性を対象に、有益な情報等を「もちーとひろしま」へ掲載していくとともに、「もちーとひろしま」の広報・啓発によりサイト認知度を獲得を図る。	(商工労働局) 働き方改革推進・働く女性応援課
働く女性の就業継続 応援事業 (女性の活躍促進事業)	●出産・育児と仕事の両立を希望する女性労働者の着実な就業継続を支援するため、研修会等を実施	◇女性従業員等を対象とした研修(キャリアデザイン研修・育休復帰・就業継続支援研修・メンター研修等)や出前講座を県内各地で開催し、女性の就業継続支援を行った。 ◆25歳～44歳の女性の就業率は、直近値(平成27年度)では、72.3%となっており、前回調査(平成22年)の68.7%から上昇しているが、出産・育児期の女性の離職により就業率が落ち込む、いわゆるM字カーブについては、底は浅くなってきており改善は続いているものの、解消には至っておらず、仕事と子育て等の両立への負担が女性の就業継続の課題となっている。	●引き続き、働き方改革の推進により、男女が共に働きやすい職場環境整備の促進を行うとともに、就業中の女性に対するキャリアプランを考える研修や出前講座の実施等による就業継続に向けた支援を行う。	(商工労働局) 働き方改革推進・働く女性応援課



事業名	事業内容	実施状況	今後の取組方針	担当課等
		成果(◇)・課題(◆)		
女性の活躍促進事業	<p>●働き方改革・女性活躍推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業訪問等により、経営にプラスとなる優良事例等を届け、企業の取組に向けた行動を促す</li> </ul> <p>●イクボス普及・拡大事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業経営者で構成するイクボス同盟の活動により、社会全体の意識改革、働き方改革を促進</li> </ul> <p>●女性活躍サポート事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性活躍における先進的で活用の高い取組事例を収集し、発信</li> </ul> <p>●女性管理職登用促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業における女性の管理職登用に向けた人材育成を支援</li> </ul> <p>●女性活躍アドバイザー活用事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性活躍を推進している企業に専門のアドバイザーを派遣し、女性管理職登用の取組実践に向けた支援の実施</li> </ul> <p>●男性の育児休業等促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男性育児休業等促進企業登録制度の他、男性が1週間以上の育児休業等を取得した中小企業に奨励金を支給</li> </ul>	<p>◇3名の働き方改革・女性活躍推進員による企業訪問等のアプローチを実施</p> <p>◇「イクボス同盟ひろしま」の普及・拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・イクボス同盟ひろしまメンバー数:169人</li> <li>・勉強会(2回)、イクボス推進セミナー(2回)を開催</li> </ul> <p>◇県内の女性活躍優良企業事例(累計91事例)や女性管理職事例(累計61事例)を専用ホームページ「ヒントひろしま」で発信</p> <p>◇企業にける女性管理職登用促進に向け、登用着手セミナー、研修(リーダー研修・キャリアアップ研修)、ネットワーク交流会を広島市及び福山市で開催した。</p> <p>◇広島県女性活躍推進アドバイザーが県内企業において女性管理職登用までの経年計画策定の個別支援を行った。</p> <p>◇男性従業員が育休を取得した中小企業等に対し、いきいきパパの育休奨励金を支給。</p> <p>◆多くの県内企業が女性の活躍に関心があるにもかかわらず、指導的立場に占める女性の割合は依然として低い状況にあり、企業の女性管理職登用に向けた人材育成の取組が進んでいないことや、女性従業員自身の管理職志向が低いといった課題がある。</p>	<p>●企業に対しては、女性管理職登用促進に向けたキャリアアップ研修の回数を拡大して実施し、管理職登用に向けた取組のきっかけづくりやアドバイザーによる個別支援を行うなど、引き続き、管理職登用促進を図る。</p> <p>・また、女性従業員に対しては、引き続き、キャリアアップスキル等を学ぶ研修や企業の枠を超えた管理職ロールモデルと女性従業員との交流やネットワークの構築を行うことにより、管理職への意欲喚起を図る。</p>	(商工労働局) 働き方改革推進・働く女性応援課
広島県職場環境実態調査	<p>●県内企業の女性の能力発揮支援や仕事と家庭の両立支援の取組等の実態把握</p>	<p>◇調査結果をホームページに掲載</p>	<p>●必要に応じて調査項目の見直しを行い、適正に実施する。</p>	(商工労働局) 雇用労働政策課
暴力被害女性支援体制整備事業(子ども家庭センター)	<p>●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV法)」に基づく「配偶者暴力相談支援センター」の機能充実による暴力被害女性等に対する相談・保護・支援体制の強化</p> <p>●普及・啓発、相談体制の充実、保護体制の充実、関係機関等との連携</p>	<p>◇令和元年度子ども家庭センターにおける実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談受付件数:2199件</li> <li>・一時保護件数:延2,013件</li> </ul> <p>◇カウンセリングの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・DV被害者等への心理面接業務委託件数(R元):33件</li> </ul>	<p>●「広島県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(第3次)」において目標を定め、取組を着実に推進する。</p>	(健康福祉局) 子ども家庭課 (警察本部) 人身安全対策課

事業名	事業内容	実施状況	今後の取組方針	担当課等
		成果(◇)・課題(◆)		
配偶者等からの暴力に関する人権啓発冊子等作成・配布	●DVについての啓発の実施 ・人権啓発冊子等作成・配布等	◇若年層におけるデートDV意識調査の実施(R元):高校生及び大学生等計16,116票回収 ・調査の実施に併せ、相談窓口等を掲載した啓発チラシ、啓発資材を配布、DV防止標語の募集・決定	●「広島県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(第3次)」において目標を定め、取組を着実に推進する。	(健康福祉局) こども家庭課
配偶者暴力・ストーカー事案への迅速かつ的確な対応(前名称:体制の整備)	●配偶者暴力・ストーカー事案等の人身安全関連事案や、子供や女性を狙った性犯罪、声かけ事案等については、認知の段階から終結に至るまで、関係部門が連携して被害者等の安全確保を最優先とした対応をとることが重要なので、関連する対策を一元的に所掌する「人身安全対策課」を設置し対応を推進	◇配偶者暴力・ストーカー事案対策 警察本部における対処体制を維持するとともに、関係部門間で情報共有、連携の上、事態に応じて、被害者の安全確保に向けた効果的対応を図った。 ◇子供女性の安全安心対策 令和元年中の性犯罪・声かけ事案等の把握件数は、2,806件であった。	●引き続き、関係部門が連携し、被害者の安全確保を最優先とした対応を図る。	(警察本部) 人身安全対策課
人権啓発冊子等作成・配布(再掲)	●人権啓発冊子「『気づき』から『きずな』へ。」を増刷し、配布3,000部増刷	◇平成28年3月に改定した人権啓発推進プランに沿って人権に係る課題を13項目に分かりやすく整理しているため、市町・民間企業等の人権啓発担当者が研修等に活用している。 ◆個別課題について、分かりやすく啓発する必要がある。	●人権啓発冊子「『気づき』から『きずな』へ。」を配布し、効果的・効率的に人権啓発を実施する。	(環境県民局) 人権男女共同参画課
合計 18 事業				

事業名	事業内容	実施状況	今後の取組方針	担当課等
		成果（◇）・課題（◆）		

(2) 子ども				
青少年健全育成事業	<p>●家庭・学校・地域社会が一体となった青少年育成活動を推進するため、青少年健全育成条例の運用等により青少年を取り巻く有害環境の改善を行うほか、青少年育成県民運動を推進するため、(公社)青少年育成広島県民会議の活動を支援</p>	<p>◇「青少年の携帯電話・スマートフォンの適切な利用に関する講習会」を大竹市(17人の参加)、福山市(87人の参加)で開催。 フィルタリング利用と家庭のルールづくりについて関心を高めることができた。 ◇青少年育成広島県民運動の推進 青少年育成情報ネット「ゆっぴーネット」による情報発信 ・「ゆっぴーネット」を活用して、青少年健全育成に関する情報を発信することができた。 ◆青少年を取り巻く環境変化(インターネット環境等)への対応が必要</p>	<p>●今後も、青少年健全育成条例の運用等により青少年を取り巻く有害環境の改善に取り組むとともに、(公社)青少年育成広島県民会議と連携して家庭・学校・地域社会が一体となった活動を推進する。 ●より多くの人に「ゆっぴーネット」を活用してもらえるよう、内容の充実・周知を図る。</p>	(環境県民局) 県民活動課

事業名	事業内容	実施状況	今後の取組方針	担当課等
		成果(◇)・課題(◆)		
児童虐待防止対策事業	<p>●児童虐待について、発生予防(普及啓発)、早期発見・早期対応及び事後ケア(再発防止)等、一貫した総合的な取組を実施</p> <p>《発生予防》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童虐待防止オレンジリボンキャンペーン事業の実施</li> <li>・里親キャンペーン事業の実施</li> </ul> <p>《早期発見・早期対応》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・こども家庭支援員の配置</li> <li>・親子支援推進員の配置</li> <li>・法務専門員(弁護士)の配置</li> <li>・一時保護所への心理療法士の配置</li> <li>・医療的機能強化事業の実施</li> <li>・児童福祉施設基幹的職員研修事業の実施</li> <li>・要支援児童安全対策連携推進員の配置</li> <li>・児童虐待対応職員・市町職員等の資質・実践力向上のための研修実施</li> </ul> <p>《事後ケア(再発防止)》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者・児童へのグループワークの実施</li> <li>・里親支援事業の実施</li> <li>・親子支援プログラムの実施</li> </ul> <p>《退所後の支援》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未成年後見人支援事業の実施</li> <li>・児童養護施設等退所児童サポートステーションの設置</li> </ul>	<p>◇広報啓発の実施により、児童虐待を発見した場合は、こども家庭センター等に通告する義務があることの認知度は一定の水準で推移している。</p> <p>(H21)69.8% ⇒ (H23)75.2% ⇒ (H24)80.7% ⇒ (H25)78.7% ⇒ (H26)75.7% ⇒ (H27)75.0% ⇒ (H28)77.1% ⇒ (H29)73.2% ⇒ (H30)76.6% ⇒ (R1)76.7%</p> <p>目標:(H31)85%</p> <p>◇児童虐待対応について、一貫した総合的な取組を実施した。</p> <p>◆児童虐待通告義務は、児童虐待防止オレンジリボンキャンペーンによる取組や、虐待の事件報道などにより広く県民に浸透しており、70%後半を推移しているが、男性や若い世代の認知度は相対的に低い傾向がある。</p>	<p>●引き続き、発生予防(普及啓発)、早期発見・早期対応及び事後ケア、専門機関及び地域による援助体制の整備など、一貫した総合的な取組を実施する。</p>	(健康福祉局) こども家庭課

事業名	事業内容	実施状況	今後の取組方針	担当課等
		成果(◇)・課題(◆)		
少年非行防止総合対策事業	<p>●少年サポートセンターの運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・少年相談の受理, 継続補導, 立ち直り支援活動, 街頭補導活動や犯罪防止教室等の開催など少年の非行及び被害防止活動</li> </ul> <p>●非行少年グループ等の立ち直り支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非行少年を一室に集め, 定期的かつ継続的に少年の居場所づくりをする「少年サポートルーム」等を開設し, 少年の規範意識・コミュニケーション能力の向上及び家庭(保護者), 地域の教育機能の再生・向上により再非行防止を推進</li> </ul> <p>●スクールサポーターの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒指導上課題を抱える学校に対し, スクールサポーターを派遣し, 非行少年グループの解体や補導, 非行防止活動を実施</li> </ul>	<p>◇少年サポートセンターの運営, 非行少年グループ等の立ち直り支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広島市, 福山市にそれぞれ開設している少年サポートセンターひろしま・ふくやまを中心として, 少年相談の受理や非行少年等に対する継続補導, 少年サポートルームの開設による各種立ち直り支援活動を推進するとともに, 少年の規範意識向上に向けた各種取組により非行少年を生まない社会づくりを推進した。</li> <li>・非行少年総数 901 人 (前年比-155 人, -14.7%)</li> <li>・刑法犯少年の再犯者 207 人 (前年比-29 人)</li> <li>・少年サポートルーム 実参加少年数 120 人 延べ参加少年数 845 人</li> </ul> <p>◇スクールサポーターの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールサポーター派遣校(県教育委員会指定校)における特別な指導を行った問題行動発生件数は, 前年度と比較して 50.7%減少しており, 目標数値である 50%減を達成した。</li> <li>・県雇用のスクールサポーターの派遣状況 重点課題校 6校延べ 766 回 緊急派遣校 6校延べ 347 回</li> </ul> <p>◆継続的に, 立ち直り支援活動や低年齢の少年に対する取組を推進する必要がある。</p>	<p>●低年齢の少年対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小・中学生の非行防止のため, 高い割合を占める万引きの防止やインターネット利用に手段を置いた犯罪防止教室の開催, 学校や少年警察ボランティアと連携した取組により, 低年齢のうちからの規範意識向上に向けた取組を推進する。</li> </ul> <p>●少年サポートセンターを中心とした立ち直り支援活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>少年サポートセンターを中心として, 関係機関との連携を強化し, 継続補導や居場所づくりなどの立ち直り支援活動を推進する。</li> <li>また, 遠方に居住する少年のため, 少年育成官等を公民館等に派遣して立ち直り支援活動を行うなど, 支援者の増加を図る。</li> </ul> <p>●スクールサポーターの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>スクールサポーターの効果的運用と, 市町におけるスクールサポーターの拡充のための働きかけを推進する。</li> </ul>	(警察本部) 少年対策課
子供の交通安全対策事業	<p>●人命尊重の理念に基づき, 次代を担う子供たちを交通事故から守るため, 自転車競技を通じて交通安全に関する知識と技術を身につけさせることにより, 交通事故防止を図る目的で, 「交通安全子供自転車広島県大会」を開催</p>	<p>◇子供に自転車の安全走行に関する知識と技能を習得させたことで, 交通安全について興味と関心を高めさせることができた。</p> <p>◆令和元年度は 16 チーム 77 人の参加があり, 更なる参加拡大が必要。</p>	<p>●「交通安全子供自転車広島県大会」を継続して, 子供に自転車競技を通じて交通安全に関する知識と技術を身につけさせることにより交通事故防止を図る。</p>	(警察本部) 交通企画課



事業名	事業内容	実施状況	今後の取組方針	担当課等
		成果(◇)・課題(◆)		
人権啓発冊子等作成・配布(再掲)	●人権啓発冊子「『気づき』から『きずな』へ。」等を増刷し、配布 3,000部増刷	◇平成28年3月に改定した人権啓発推進プランに沿って人権に係る課題を13項目に分かりやすく整理しているため、市町・民間企業等の人権啓発担当者が研修等に活用している。 ◆個別課題について、分かりやすく啓発する必要がある。	●人権啓発冊子「『気づき』から『きずな』へ。」を配布し、効果的・効率的に人権啓発を実施する。	(環境県民局) 人権男女共同参画課
合計5事業				

(3) 高齢者				
老人保健福祉月間事業	●広く高齢者の福祉についての関心と理解を深めるとともに高齢者に自らの生活の向上に努める意欲を促すため、9月を老人保健福祉月間と定め、市町及び関係団体と協力して、諸行事を実施 ●広報活動として、懸垂幕の掲示、県ホームページ等による広報、百歳高齢者への内閣総理大臣祝状・記念品伝達を実施	◇「老人の日」(9月15日)の全国でのキャンペーンに合わせ、9月を県の老人保健福祉月間とし、県ホームページへ県実施事業を掲載し、懸垂幕を掲示して広報活動を実施したこと、国の百歳高齢者への祝状を贈呈したことにより、県民に高齢者福祉についての関心と理解を深めることができた。 ・対象者 1,102人	●9月の老人保健福祉月間に、県ホームページへ県実施事業を掲載し、懸垂幕を掲示して広報活動を実施する。 ●国の百歳高齢者への祝状等を贈呈することにより、県民に高齢者福祉についての関心と理解を深める。	(健康福祉局) 地域福祉課
高齢者の生きがい・健康づくり支援事業	●高齢者の生きがいと健康づくりをはじめ、積極的な社会参加を推進するため、各種事業を実施 ・全国健康福祉祭(ねんりんピック)への選手派遣 ・シニア総合スポーツ大会の開催 ・シルバー作品展の開催 ・シニア囲碁・将棋大会の開催 [(社福)広島県社会福祉協議会に委託]	◇各事業とも一定数の参加を得て計画どおり実施した。 ・全国健康福祉祭(ねんりんピック)派遣:22種目 137人 ・シニア総合スポーツ大会の開催 参加人員:8種目 791人 ・シルバー作品展の開催 出品作品:275点 ・シニア囲碁・将棋大会の開催 参加:囲碁 218人、将棋 72人 ◇事業の実施を(社福)広島県社会福祉協議会に委託することで、事業をより効率的かつ効果的に実施することができた。 ◆より多くの参加が得られるよう、事業の周知、普及啓発を強化していく必要がある。	●高齢化が一層進展していく中で、新規の参加者を含め、より多くの高齢者に参加してもらえるよう、市町や関係機関等と連携して各事業の普及啓発を図っていく。	(健康福祉局) 地域包括ケア・高齢者支援課

事業名	事業内容	実施状況		今後の取組方針	担当課等
		成果 (◇) ・課題 (◆)			
プラチナ世代の社会参画促進事業	<p>●プラチナ世代(高齢になって年齢を重ねても、地域や社会の中で、自分のできる範囲で自分らしく活動し、輝いている方々)が積極的な社会参画や地域貢献できる社会構築を推進</p> <p>・広島県プラチナ世代支援協議会の運営</p> <p>・普及啓発の実施</p> <p>・現役世代(企業等)への働きかけ</p> <p>・広島県高齢者健康福祉大学校(プラチナ大学)運営</p>	<p>◇現役世代への働きかけのための出前講座は、2か所からの申し込みがあり、実施した。</p> <p>◇市町と連携して広島県高齢者健康福祉大学校(プラチナ大学)を運営し、地域で活躍する人材を育成した。(呉市、三原市、府中市、東広島市、安芸太田町で開校し、59人が修了)</p> <p>◆新しいロゴマークを用いた普及啓発(HPの活用等)</p> <p>◆出前講座開催回数増に向けた企業等へのPR方法</p> <p>◆プラチナ大学の受講者増に向けたカリキュラムやPR方法</p> <p>◆プラチナ世代の社会参画に対するニーズの変化への対応</p>	<p>●プラチナ世代の認知度を更に高め、事業への積極的な参加を促すため、高齢者の社会参画の必要性や意義等について、市町や関係機関等と連携して普及啓発していく。</p> <p>●プラチナ世代の社会参画に対するニーズを十分把握した上で、高齢者が社会参画できる仕組みづくりとして最も適した取組について検討を進めて行く。</p>	(健康福祉局) 地域包括ケア・高齢者支援課	
高年齢者就業支援事業	<p>●高年齢退職者に臨時的かつ短期的な就業の場を提供している、シルバー人材センター連合会への補助等</p>	<p>◇会員数と契約金額は伸び悩み、受注件数と就業延人員については減少した。一方で、派遣分野の受注件数及び契約金額は年々増加しており、シルバー人材センター事業の発展に一定の成果があった。</p> <p>◆会員増・受注件数増への対策に連携して取り組んでいく必要がある。</p>	<p>●多くの高年齢者の希望に応じた就業機会を提供する機関として、シルバー人材センターを取り巻く環境を踏まえながら引き続き支援を継続していく。</p>	(商工労働局) 雇用労働政策課	
公正採用選考等啓発事業(再掲)	<p>●公正な採用選考システムの確立、就職の機会均等を目的に、啓発資料を「わーくわくネットひろしま」に掲載し、事業主に対する啓発を実施</p>	<p>◇不適切な採用選考に対しては公共職業安定所が対応(職業安定法に基づく改善命令等を含む。)することとされており、件数等非公表のため、評価は困難である。</p> <p>◆国等関係機関や関係部署との連携が必要。</p>	<p>●関係機関、関係部署と連携のうえ、引き続き、「わーくわくネットひろしま」を通じて、事業主に対する啓発を実施する。</p>	(商工労働局) 雇用労働政策課	
ワンストップ雇用労働情報提供システム運用管理事業(再掲)	<p>●高年齢者の雇用拡大や事業主に対する助成制度、高年齢者向け就職相談窓口等の情報を、「わーくわくネットひろしま」に掲載し、求職者、事業主に対して、広報、啓発を実施</p>	<p>◇求職者、学生、労働者、事業主に対して、きめ細かい情報提供を実施した。</p> <p>◆今後増加が見込まれる高年齢者の雇用に対して、必要な情報を適宜発信していく必要がある。</p>	<p>●引き続き、常に最新情報が掲載されるよう管理するとともに、利用者や時代の要請に応じた機能・サービスの拡充を継続していく。</p>	(商工労働局) 雇用労働政策課	

事業名	事業内容	実施状況	今後の取組方針	担当課等
		成果(◇)・課題(◆)		
介護保険サービス適正利用推進事業	<p>●県の本来業務である市町の体制強化を図るための苦情処理担当者の研修や苦情窓口への訪問事業等を委託実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情処理担当者研修会等の開催</li> <li>・苦情処理ブロック別会議</li> <li>・苦情相談窓口巡回訪問事業、苦情処理に係る広報啓発等</li> </ul> <p>[広島県国民健康保険団体連合会に委託]</p>	<p>◇市町苦情処理担当者研修を開催し、市町の担当者への理解を深めることに役立った。</p> <p>◇市町及び地域包括支援センターの苦情処理担当者を対象に市町等苦情処理ブロック別連絡会議を開催し、情報の共有化を行うことができた。</p> <p>◇苦情処理への対応方法の指導、広報啓発事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各市町や介護職員等の依頼により苦情相談を行い、利用者の苦情相談への対応方法等の啓発に役立った。</li> </ul>	<p>●引き続き広島県国民健康保険団体連合会への委託を行い、適正な介護サービスが提供される体制を構築する。</p> <p>●研修等の実施により、市町等担当者のスキルアップを図り、苦情処理体制を整備して、不適正・不正な介護サービスの潜在化防止に取り組む。</p>	(健康福祉局)地域福祉課
広島県地域包括ケア強化推進事業	<p>●県内各市町の実情に応じた地域包括ケア体制構築のため、平成22～24年度までモデル的に実施した事業の成果等を踏まえ地域包括支援センターの機能強化を支援する役割を担う広島県地域包括ケア推進センター(H24.6.1設置)において事業を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パイロット圏域への集中支援</li> <li>・地域ケア会議運営支援</li> <li>・地域包括支援センター職員研修</li> <li>・地域リハビリテーションの推進</li> <li>・医療、介護職員等を対象とした医療介護連携の構築支援</li> <li>・在宅ケア推進を目的とした地域包括支援センターに対する各種調査</li> </ul> <p>[公益財団法人広島県地域保健医療推進機構に委託]</p> <p>●権利擁護を必要とする高齢者等が支援を受けられるよう、普及啓発を図るとともに、権利擁護の担い手を養成する。</p>	<p>◇次の事業等を計画どおり実施し、おおむね目標を達成した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年度に作成した地域包括ケアシステムの評価指標【確定版】を活用し、市町との協議の上、おおむね地域包括ケアシステムを構築している日常生活圏域を98圏域(平成28年度末)と評価を確定し、公表</li> <li>・地域特性に応じて日常生活圏域を類型化し、類型ごとに支援圏域を全部で27圏域選定。当該圏域へ専門職等を派遣し、集中的な支援を実施</li> <li>・地域ケア会議の運営支援として、派遣した専門職による助言・支援や、市町・地域包括支援センター職員を対象とした研修会(6回)を実施</li> <li>・地域リハビリテーションを推進するための体制構築に向けた検討を行うとともに、地域リハ専門職を対象とした基礎研修(4回)、専門研修(6回)を開催</li> <li>・医療介護連携体制の構築支援の取組として、退院調整状況調査を実施し、県内1か所で開催</li> <li>・生活支援員のスキルアップ研修(8回)を開催</li> <li>・法人後見未実施の市町社協と協議を実施(3回)</li> <li>・市民後見人の研修(22回)、及び普及啓発(3回)を実施(3市)</li> </ul> <p>◆地域リハ専門職の派遣体制の整備及び人材の育成</p>	<p>●改正介護保険法への対応、介護予防、自立支援・重度化防止等、市町における地域包括ケアシステム体制の「強化」に向けた支援を重点的に行う体制へシフトすることとし、県地域包括ケア推進センターの支援機能を再構築するとともに、県本庁及び保健所との役割分担を明確化することにより、引き続き市町の取組を支援する。</p> <p>[一部事業は、公益財団法人広島県地域保健医療推進機構に委託]</p>	(健康福祉局)地域包括ケア・高齢者支援課、地域福祉課



事業名	事業内容	実施状況	今後の取組方針	担当課等
		成果(◇)・課題(◆)		
認知症にやさしい地域づくり支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 認知症のある人や家族を適切に支援するため、医療と介護の連携強化等により地域における支援体制の構築等を図るための検討を行う「認知症地域支援体制推進会議」を開催</li> <li>● 認知症のある人やその家族をはじめ、県民が認知症を正しく理解し、認知症の早期受診・治療につなげることを目的として、世界アルツハイマーデー(9月21日)を起点とした1週間を「オレンジリング週間」と位置付け、啓発活動を実施</li> </ul>	<p>◇ 次の事業等を計画どおり実施し、おおむね目標を達成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ オレンジリング週間を中心に各種の啓発活動を実施</li> <li>・ 認知症啓発イベント「オレンジリング・イベント」を開催(開催:9/29, 内容:講演, 無料相談会等)</li> <li>・ 市町域をまたぐ団体等からの要請に応じて、認知症サポーター養成講座を実施</li> <li>・ 若年性認知症の人の相談や支援ネットワークの構築等を行うコーディネート者の設置</li> </ul> <p>◆ 意欲のある認知症サポーターが地域で活動できる体制の整備</p> <p>◆ 若年性認知症支援コーディネーターの存在・活動内容の一層の周知</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 今後、高齢化の更なる進展により、認知症高齢者等の一層の増加が見込まれており、引き続き認知症に係る支援体制の構築を推進</li> <li>● オレンジリング週間を中心に、認知症に対する県民の理解の促進</li> <li>● 支援に結びつきにくい若年性認知症について、平成29年度に設置した若年性認知症支援コーディネーターの活動強化、取組推進</li> </ul>	(健康福祉局)地域包括ケア・高齢者支援課
認知症地域連携体制構築事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 医療・介護機関の情報共有を目的とした認知症地域連携パス(ひろしまオレンジパスポート)の普及活動や関係機関への支援を実施</li> <li>● 医療・介護機関への地域連携パス普及促進のための研修会開催及び検証等のための利用状況調査を実施</li> </ul>	<p>◇ 認知症疾患医療センターを中心に発行し、医療・介護連携を促進するツールとして有効に活用</p> <p>◇ 認知症地域連携パスの利便性を高めるため、HMネット(ひろしま医療情報ネットワーク)利用に係るソフト改修を実施するなど、利用拡大に向けた取組を実施。</p> <p>◆ パスポートの発行(利用)地域は一部機関・地域であり、利用拡大に向けた取組・関係者間の調整が必要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 引き続き、ひろしまオレンジパスポートの利用拡大を図るための普及活動を実施する。</li> <li>● パスポートの普及地域を県内全域に広げていくため、パスポートを発行する医療機関の拡大等について検討を進める。</li> </ul>	(健康福祉局)地域包括ケア・高齢者支援課

事業名	事業内容	実施状況	今後の取組方針	担当課等
		成果(◇)・課題(◆)		
高齢者交通安全対策事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●老人クラブにおける交通安全教室の開催</li> <li>●交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者に対し、「交通安全仲良しクラブ」への参加を呼びかけるとともに、他の高齢者に対しても訪問活動による個別指導を推進</li> <li>●薄暮・夜間における歩行中の交通事故を防止するため、反射材用品等の普及を奨励</li> <li>●自転車競技を通じ、交通事故防止を図る目的で、「交通安全高齢者自転車大会」を開催</li> <li>●高齢者交通安全モデル地区の活動推進</li> <li>●安全運転サポート車(サポカー、サポカーS)の普及促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇老人クラブ等に対し交通安全講習(教室)を開催した。</li> <li>◇「交通安全仲良しクラブ会員」の拡充に努め、交通ボランティアと連携した指導を推進した(R1:8,583人参加)。</li> <li>◇反射材を配付、直接貼付する街頭活動等を通じて、反射材等の普及活用を促進した(R1:35,045人に配付)。</li> <li>◇自転車大会を通じ、高齢者に自転車の安全走行に関する知識・技能を習得させた(25チーム75人参加)。</li> <li>◇高齢者交通安全モデル地区の住民が主体となり、地域行事等を通じた高齢者に対する広報啓発活動を実施するなど、地域ぐるみの交通事故防止対策を推進した。</li> <li>◇安全運転サポート車の体験講習会を開催し、普及を促進した(R1:65回・3,795人参加)。</li> <li>◇免許証自主返納制度の周知と支援拡充の働き掛けの実施。</li> <li>◇認知症高齢者等の支援に係る市町との連携体制の構築に向けた取組の推進</li> <li>◆交通事故死者数に占める高齢者の割合が過半数を占める(R1:全死者75人のうち46人)。</li> </ul> <p>交通安全意識の向上、思想の醸成が課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●次の事業を継続実施する。</li> <li>・老人クラブ等での交通安全教室や情報提供</li> <li>・「交通安全仲良しクラブ」</li> <li>・反射材用品等の配布・普及活動</li> <li>・県内26署に設定した高齢者交通安全モデル地区におけるライト・反射材の活用促進や参加・体験・実践型の交通安全教育の実施</li> </ul>	(警察本部) 交通企画課
「高齢者を対象とした安全情報提供ネットワーク」による情報発信(減らそう犯罪推進事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者を対象とした「安全情報提供ネットワーク」による情報発信</li> </ul> <p>今後、認知症高齢者や一人暮らし、夫婦のみの世帯の高齢者の増加が見込まれるため、高齢者団体、市町等の行政機関、医療・介護関係者、地域の自治組織や住民等と連携、協力し、高齢者を守るネットワークの構築を推進し、犯罪情報等を提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇高齢者団体、市町の福祉部門及び広島県病院協会等の医療機関等に対し、高齢者が被害に遭いやすい犯罪の注意を呼びかけた犯罪情報官速報をインターネット・FAXで情報提供(22件)した。</li> <li>◇令和元年中における特殊詐欺被害者の年齢構成をみると「65歳以上」が全体の66.3%(116件)を占めており、高齢者に対する情報発信の強化とネットワークの重層化が求められる。</li> <li>◆ネットワークの拡充</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●依然として、高齢者を狙った特殊詐欺が発生していることから、ネットワークの拡充を図るとともに、発信した情報が確実に高齢者に伝達されるようネットワークを構成する各主体への働きかけを強化する。</li> </ul>	(警察本部) 生活安全総務課

事業名	事業内容	実施状況	今後の取組方針	担当課等
		成果(◇)・課題(◆)		
高齢者防犯モデル地区活動	<p>●「高齢者防犯モデル地区」の指定と防犯教室の開催</p> <p>県内各警察署ごとに高齢者が多い地域、高齢者の犯罪・事故の被害が多い地域 26 地区を「高齢者防犯モデル地区」として選定し、同地区における防犯教室の開催をはじめとした効果的な活動を推進</p>	<p>◇令和元年度高齢者防犯モデル地区 26 地区において各地区1回以上防犯・交通安全教室を開催し、犯罪被害及び交通事故防止活動を推進した。</p> <p>◇令和元年中における特殊詐欺被害者の年齢構成をみると「65 歳以上」が全体の 66.3% (116 件) を占めており、引き続き、高齢者に対する情報発信の強化とネットワークの重層化が求められる。</p> <p>◆ 今後は、コロナの影響で人が集まる防犯・交通安全教室などの開催の減少が予想される。</p>	<p>●「高齢者を対象とした安全情報提供ネットワーク」を活用し、地域包括支援センターや民生・児童委員などを通じた情報伝達を図るなど、高齢者に届く情報発信を実施する。</p>	(警察本部) 生活安全総務課
特殊詐欺等への防犯対策	<p>● 高齢者等を対象とした「安全情報提供ネットワーク」による情報発信</p> <p>● 「高齢者防犯モデル地区」の指定と防犯教室の開催</p>	<p>◇令和元年度高齢者防犯モデル地区 26 地区において各地区1回以上防犯・交通安全教室を開催し、犯罪被害及び交通事故防止活動を推進した。</p> <p>◇令和元年中における特殊詐欺被害者の年齢構成をみると「65 歳以上」が全体の 66.3% (116 件) を占めており、引き続き、高齢者に対する情報発信の強化とネットワークの重層化が求められる。</p> <p>◇ 高齢者用防犯対策用リーフレット 20,000 枚を作成・配布し防犯意識の向上を図った。</p> <p>◆ 特殊詐欺被害防止に向けた防犯機能付き電話機の設置促進。</p> <p>◆ 今後は、コロナの影響で人が集まる防犯・交通安全教室などの開催の減少が予想される。</p>	<p>●「高齢者を対象とした安全情報提供ネットワーク」を活用し、地域包括支援センターや民生・児童委員などを通じた情報伝達を図るなど、高齢者に届く情報発信を実施する。</p> <p>● 防犯教室などで防犯機能付き電話機のデモ機を直接操作してもらうなど、体験型の普及活動を行う。</p>	(警察本部) 生活安全総務課
人権啓発冊子等作成・配布(再掲)	<p>● 人権啓発冊子「『気づき』から『きずな』へ。」等を増刷し、配布 3,000 部増刷</p>	<p>◇平成 28 年3月に改定した人権啓発推進プランに沿って人権に係る課題を 13 項目に分かりやすく整理しているため、市町・民間企業等の人権啓発担当者が研修等に活用している。</p> <p>◆ 個別課題について、分かりやすく啓発する必要がある。</p>	<p>● 人権啓発冊子「『気づき』から『きずな』へ。」を配布し、効果的・効率的に人権啓発を実施する。</p>	(環境県民局) 人権男女共同参画課
合計 15 事業				

事業名	事業内容	実施状況	今後の取組方針	担当課等
		成果(◇)・課題(◆)		
<b>(4) 障害者</b>				
あいサポートプロジェクト	<p>●誰もが暮らしやすい共生社会の実現を目指し、地域社会全体の思いを強くつなげる環境づくりに向けての機運の醸成等</p> <p>●あいサポート運動 (内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あいサポート企業・団体の認定、あいサポーター研修、小・中学校での出前講座、あいサポートリーダー研修等</li> <li>・あいサポート企業・団体認定、チラシ・リーフレットによる普及啓発等</li> <li>・あいサポートアート展の開催</li> <li>・あいサポーター数累計 240,176 人、あいサポート企業・団体数 786 企業・団体、あいサポートリーダー養成数 599 人(R1年度末現在) [学校法人福山医療学園に委託]</li> </ul>	<p>◇あいサポート運動について、障害や障害者に対する県民の理解の普及啓発に努めた。また、小・中学校、高等学校への出前講座を継続実施し、児童、生徒に障害や障害者に対する理解を深めてもらうことができ、大きな成果があった。</p> <p>加えて、あいサポート企業・団体の認定を促進するため、企業訪問などを通じて、積極的に働きかけた。</p> <p>◇「あいサポートアート展」では、県内2会場での開催や県内11市町での巡回展示により、障害のある方の芸術作品のすばらしさを多くの方に観てもらうことができた。「あいサポートアート展」入賞作品等のカレンダーを作成、販売を行い、広く県民に障害者の芸術活動を広めた。</p> <p>◇あいサポート企業・団体数の増加及び出前講座の実施により、あいサポーター数累計 195,000 人の目標に対し、240,176 人を達成した。</p> <p>◆障害者に対する支援の必要性に対する県民の理解については、まだまだ十分とは言えず、企業・団体等にあいサポート企業・団体への参加を呼び掛ける必要がある。</p>	<p>●「あいサポートリーダー」の養成・登録とともに、あいサポートリーダーの活動促進を図るため、継続して「あいサポートリーダー活動促進研修」を実施する。</p> <p>●「あいサポート企業・団体」に対する表彰制度を継続して実施し、認定企業の増加を図る。</p> <p>●「ヘルプマーク」の周知。</p> <p>●「あいサポートアート展」の巡回展示回数増により、県民の障害への理解と認識を深める。また県庁内にアート展入賞作品を展示し、障害者の芸術活動を広める。</p>	(健康福祉局) 障害者支援課
精神保健福祉普及啓発事業(関係団体育成事業)	<p>●精神保健福祉に関する正しい知識の普及を図る家族の学習会の運営を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開催回数:9月～11月(5回)</li> <li>・場所:榮会館(府中町)</li> <li>・対象:精神障害者の家族、関係者</li> </ul>	<p>◇精神障害者の家族及び関係者が「家族による家族学習会」を開催し、精神保健福祉に関する正しい知識の普及を促進する観点から、大きな成果を上げることができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実績:50名</li> </ul> <p>◆精神保健福祉に関する正しい知識の普及が十分とは言えず、精神障害者との交流や家族会の活性化が必要である。</p>	<p>●引き続き、精神保健福祉に関する正しい知識の普及を促進する。</p>	(健康福祉局) 健康対策課



事業名	事業内容	実施状況	今後の取組方針	担当課等
		成果(◇)・課題(◆)		
障害者社会参加推進事業(知的障害者福祉大会開催事業)	<p>●障害者福祉について研究し、自立への意欲を高めるとともに、広く県民に対する福祉思想の普及、啓発を促進</p> <p>・知的障害者援護知事表彰等を行う広島県知的障害者福祉大会の運営を支援</p> <p>期日:11月17日(日)</p> <p>場所:呉市くれ絆ホール(呉市)</p> <p>対象:知的障害者とその保護者、関係者</p>	<p>◇知的障害者とその保護者、関係者が大勢集い、福祉思想の普及、啓発の促進の観点からも大きな成果を上げることができた。</p> <p>・実績:544人</p>	<p>●引き続き、広く参加者を募り、福祉思想の普及・啓発を促進する。</p>	(健康福祉局)障害者支援課
障害者社会参加推進事業(身体障害者福祉大会開催事業)	<p>●身体障害者の自立と社会参加を促進し、福祉の増進を推進するとともに、福祉思想の普及、啓発を推進</p> <p>・身体障害者援護知事表彰等を行う広島県身体障害者福祉大会の運営を支援</p> <p>期日:10月25日(金)</p> <p>場所:熊野町民会館(熊野町)</p> <p>対象:身体障害者、市町行政関係者等</p>	<p>◇身体障害者と身体障害者団体関係者、市町行政関係者等が集い、身体障害者が社会活動に積極的に参加し、自立への歩みを推進する機運を盛り上げることができた。</p> <p>・実績:600人</p>	<p>●引き続き、広く参加者を募り、福祉思想の普及・啓発を促進する。</p>	(健康福祉局)障害者支援課
障害者社会参加推進事業(心のバリアフリー推進員設置事業)	<p>●障害を理由とする差別に関する相談窓口を県に設置し相談に対応するとともに、障害者差別解消に向けた普及啓発を図るために、相談専門員を配置</p>	<p>◇障害者本人及び関係者等からの相談に対応するとともに、出前講座等を通じて障害者差別解消に向けた普及啓発を行った。</p> <p>・相談対応件数:48件</p> <p>・講演、出前講座等:42回</p>	<p>●引き続き、障害者本人などからの相談に応じるとともに、障害者差別の解消に向けて普及啓発に積極的に取り組む。</p>	(健康福祉局)障害者支援課
公正採用選考等啓発事業(再掲)	<p>●公正な採用選考システムの確立、就職の機会均等を目的に、啓発資料を「わーくわくネットひろしま」に掲載し、事業主に対する啓発を実施</p>	<p>◇不適切な採用選考に対しては公共職業安定所が対応(職業安定法に基づく改善命令等を含む。)することとされており、件数等非公表のため、評価は困難である。</p> <p>◆国等関係機関や関係部署との連携が必要。</p>	<p>●関係機関、関係部署と連携のうえ、引き続き、「わーくわくネットひろしま」を通じて、事業主に対する啓発を実施する。</p>	(商工労働局)雇用労働政策課
ワンストップ雇用労働情報提供システム運用管理事業(再掲)	<p>●障害者雇用に関する事業主の義務、支援制度や雇用の現状、就職面接会、相談窓口等の情報を「わーくわくネットひろしま」に掲載し、広報、啓発を実施</p>	<p>◇求職者、学生、労働者、事業主に対して、きめ細かい情報提供を実施した。</p>	<p>●引き続き、常に最新情報が掲載されるよう管理するとともに、利用者や時代の要請に応じた機能・サービスの拡充を継続する。</p>	(商工労働局)雇用労働政策課

事業名	事業内容	実施状況	今後の取組方針	担当課等
		成果(◇)・課題(◆)		
障害者雇用・就業促進事業	<p>●職場適応訓練, 就職面接会, 障害者雇用企業等見学会を実施, 障害者雇用のビジネスモデルを推奨, 障害者雇用啓発資料の作成及び障害者の雇用に積極的な事業所に対する知事表彰を実施</p> <p>・県内に本社のある企業(45.5人以上規模)に雇用されている障害者: 9,526人</p> <p>・職場適応訓練: 2人</p>	<p>◇県内に本社のある企業(H11~24は56人以上規模, H25~29は50人以上規模, H30以降は45.5人以上規模)で雇用されている障害者の数は, 16年連続で前年を上回った。</p> <p>◆雇用されている障害者に占める知的障害者及び精神障害者の割合が上昇しており, 障害者雇用の進め方やノウハウ等に新しい課題を抱えている企業が多く, 障害者の雇用・就労の促進及び職場定着を促進するため, 障害者の特性に配慮した受入体制の整備が必要である。</p>	<p>●引き続き障害者の就労支援や事業主に対する障害者雇用啓発を実施する。</p>	(商工労働局) 雇用労働政策課
障害者在宅ワーク支援研修事業	<p>●情報技術を利用した在宅ワークに必要な技術習得の研修を実施</p> <p>対象者: 重度身体障害者等で通勤による就業が困難な者</p> <p>内容: WEB制作</p> <p>方法: Eメール等による研修及び訪問指導</p>	<p>◇インターネットを利用した技能習得指導等を実施し, 在宅ワークに必要なIT技能を習得させることができた。</p> <p>・成果[令和元年度 事業実施状況]訓練定員3人, 受講者数3人, 修了者数3人, 中退者数0人, 就職者数0人, コース数2コース</p> <p>◆就職者数の増加を図る必要がある。</p>	<p>●就職率の向上に向け, ハローワークや福祉事務所等の関係機関との連携強化や積極的な広報を実施する。</p>	(商工労働局) 職業能力開発課
障害者虐待防止・権利擁護推進事業	<p>●障害者虐待の未然防止や早期発見, 迅速な対応及びその後の適切な支援を確保</p> <p>・障害者虐待防止ネットワーク推進会議</p> <p>・県障害者権利擁護センターの運営</p> <p>・障害者虐待防止・権利擁護研修</p>	<p>◇ネットワーク推進会議において, 使用者虐待における関係機関の連携について検討を行った(新型コロナウイルス感染拡大の影響により書面開催)。</p> <p>・市町の虐待防止センターをはじめ, 関係機関との更なる連携を図る必要がある。</p> <p>◇研修実績 広島会場(11月21日) 268名 福山会場(11月22日) 140名</p>	<p>●市町職員及び事業所職員等を対象とした虐待防止研修を毎年開催し, 人材育成・普及啓発を推進する。</p> <p>●市町及び関係機関等との連携体制等を加速させるため, 虐待防止ネットワーク推進会議を開催し, 顔の見える関係や情報共有を深める。</p>	(健康福祉局) 障害者支援課
人権啓発冊子等作成・配布(再掲)	<p>●人権啓発冊子「『気づき』から『きずな』へ。」等を増刷し, 配布3,000部増刷</p>	<p>◇平成28年3月に改定した人権啓発推進プランに沿って人権に係る課題を13項目に分かりやすく整理しているため, 市町・民間企業等の人権啓発担当者が研修等に活用している。</p> <p>◆個別課題について, 分かりやすく啓発する必要がある。</p>	<p>●人権啓発冊子「『気づき』から『きずな』へ。」を配布し, 効果的・効率的に人権啓発を実施する。</p>	(環境県民局) 人権男女共同参画課
合計 11 事業				

事業名	事業内容	実施状況		今後の取組方針	担当課等
		成果(◇)・課題(◆)			
<b>(5) 同和問題</b>					
人権啓発DVDの上映啓発	●参加者に同和問題への理解を促し、人権意識の醸成を促進するため、「ヒューマンフェスタ 2019 ひろしま」において人権啓発ビデオを上映	◇同和問題等人権について考えるきっかけを与えることができた。	●引き続き、ヒューマンフェスタでの人権啓発ビデオ上映及び市町・企業等が実施する人権研修会向けビデオ・DVDの貸出しを行う。	(環境県民局) 人権男女共同参画課	
人権啓発指導者等養成研修会の実施(再掲)	市町・民間企業等の人権啓発担当者が指導者として必要とされる知識を習得するための研修を実施【ヒューマンライツ夏セミナー】 ・広島:2回, 福山:1回 ・講師:公益財団法人反差別・人権研究所みえ常務理事兼事務局長松村元樹氏(各回ともに) ・参加者:延べ183人	◇参加者の利便性を確保するため広島・福山の2会場で実施した。 ◇アンケート結果 ・98.6%が「参考になった」と回答している。 ◆社会情勢の変化に対応したタイムリーな人権問題に関する知識や円滑に研修できる手法を提供する必要がある。 ◆研修受講者の行政職員・教育職員を占める割合が多く、広く県民に啓発するためには民間企業や団体の指導者等を増やしていく必要がある。	●引き続き、関係団体と連携し、効果的・効率的に人権啓発を実施する。	(環境県民局) 人権男女共同参画課	
人権啓発冊子等作成・配布(再掲)	●人権啓発冊子「『気づき』から『きずな』へ。」等を増刷し、配布3,000部増刷	◇平成28年3月に改定した人権啓発推進プランに沿って人権に係る課題を13項目に分かりやすく整理しているため、市町・民間企業等の人権啓発担当者が研修等に活用している。 ◆個別課題について、分かりやすく啓発する必要がある。	●人権啓発冊子「『気づき』から『きずな』へ。」を配布し、効果的・効率的に人権啓発を実施する。	(環境県民局) 人権男女共同参画課	
	●同和問題研修資料「同和問題の今について考える」作成・配付3,000部印刷	◇同和問題については、従来の差別事案に加えて、近年インターネット上で差別を助長するような内容を書込む等の問題が発生していることから、まずは行政職員から同和問題の現状について正しく理解をする必要があるため、同和問題の現状についてわかりやすく解説した研修用冊子を作成し、同和問題の理解の促進を図った。 ◆若年層の同和問題への認知度が低い。	●研修会等で配布し、効果的・効率的に人権啓発を実施する。	(環境県民局) 人権男女共同参画課	

事業名	事業内容	実施状況	今後の取組方針	担当課等
		成果(◇)・課題(◆)		
公正採用選考等啓発事業(再掲)	●公正な採用選考システムを確立し、就職の機会均等が図られるよう、啓発資料を県の雇用労働情報サイト「わーくわくネットひろしま」に掲載し、事業主に対する啓発を実施	◇不適切な採用選考に対しては公共職業安定所が対応(職業安定法に基づく改善命令等を含む。)することとされており、件数等非公表のため、評価は困難である。 ◆国等関係機関や関係部署との連携が必要。	●関係機関、関係部署と連携のうえ、引き続き、「わーくわくネットひろしま」を通じて、事業主に対する啓発を実施する。	(商工労働局) 雇用労働政策課
地方改善事業費(隣保館運営費等補助金)	●人権課題解決のための各種事業や生活上の各種相談事業を実施している隣保館(社会福祉法に規定する第二種社会福祉事業を行う施設)を設置・運営する市町(政令市及び中核市除く。)に対して支援を実施	◇市町に対して、国(厚生労働省)の「地方改善事業費(隣保館運営費等)補助金交付要綱」に基づき補助を行った。 ◆人権啓発や住民交流の拠点施設として、各種事業や相談事業等が効果的かつ円滑な推進ができるよう引き続き支援が必要。	●引き続き、市町に対する支援を行う。	(環境県民局) 人権男女共同参画課
地方改善施設整備費補助金(隣保館施設整備費補助金)	●人権課題解決のための各種事業や生活上の各種相談事業を実施している隣保館(社会福祉法に規定する第二種社会福祉事業を行う施設)を設置・運営する市町(政令市及び中核市除く。)の施設整備に対して支援を実施	◇市町に対して、国(厚生労働省)の「地方改善施設整備費補助金交付要綱」に基づき補助を行った。 ◆耐震基準を満たしていない隣保館があるため、引き続き耐震化工事の実施を促す必要がある。	●引き続き、市町に対する支援を行う。 ●引き続き、耐震化工事の実施を促す。	(環境県民局) 人権男女共同参画課
合計7事業				

(6) アイヌの人々				
アイヌの文化の紹介	●◇人権啓発イベント「ヒューマンフェスタ2019ひろしま」におけるウポポイ アイヌ民族展の開催	◇アイヌの文化にふれてもらうことができた。 ◆全体の来場者に比べ来場者が410人と少なかった。	●展示会場の案内をわかりやすく実施し、多くの来場者を促す。	(環境県民局) 人権男女共同参画課
人権啓発冊子等作成・配布(再掲)	●人権啓発冊子「『気づき』から『きずな』へ。」等を増刷し、配布(3,000部増刷)	◇平成28年3月に改定した人権啓発推進プランに沿って人権に係る課題を13項目に分かりやすく整理しているため、市町・民間企業等の人権啓発担当者が研修等に活用している。 ◆個別課題について、わかりやすく啓発する必要がある。	●人権啓発冊子「『気づき』から『きずな』へ。」を配布し、効果的・効率的に人権啓発を実施する。	(環境県民局) 人権男女共同参画課
合計2事業				



事業名	事業内容	実施状況		今後の取組方針	担当課等
		成果(◇)・課題(◆)			
(7) 外国人					
多文化共生の地域づくり支援事業	<p>●ひろしま多文化共生連絡協議会の充実・強化による市町等と連携した多文化共生施策の一層の推進 (構成) 県、県内 23 市町、県警、ひろしま国際センター等 (顧問) 法務局、出入国在留管理局、労働局 ＜主な事業＞ ・外国人相談窓口の運営 ・市町の取組支援の充実 ・多言語サイトの運営 ・日本語教育を核とした多文化共生の地域づくり支援事業</p>	<p>◇市町や国等の関係機関による情報共有・連携強化の場として多文化共生連絡協議会を5月に開催。 ◇担当者の研修等により市町の多文化共生推進の取組を支援。 ◇県や市町の多言語化された行政情報や生活情報等を一元的に情報発信するための「live inHiroshima」をリニューアルするとともに、SNSによるプッシュ型の情報発信を開始し、外国籍県民の情報収集の利便性向上を図った。 ◇在留資格や社会保険労務に係る専門相談や生活等の相談窓口を運営。 ◆グローバル化の進展や転職が可能な新たな在留資格制度の導入促進などによる外国人の増加に伴い、これまで以上に外国人と地域とのつながりが希薄になることが懸念されるため、外国人の社会的な孤立を防ぐ必要がある。</p>	<p>●ひろしま多文化共生連絡協議会の開催を継続し、市町や国の関係機関等との連携・情報共有を図る。 ●地域人材の育成事業等により、外国人が、地域とつながりを深めるための共生の仕組づくり等に着手し、外国人が孤立することなく、県民の一員として地域に溶け込み安心して生活できる環境整備を進めるほか、多言語情報サイトや外国人相談窓口を運営する。</p>	(地域政策局) 国際課	
公正採用選考等啓発事業(再掲)	<p>●公正な採用選考システムを確立し、就職の機会均等が図られるよう、啓発資料を県の雇用労働情報サイト「わーくわくネットひろしま」に掲載し、事業主に対する啓発を実施</p>	<p>◇不適切な採用選考に対しては公共職業安定所が対応(職業安定法に基づく改善命令等を含む。)することとされており、件数等非公表のため、評価は困難である。 ◆国等関係機関や関係部署との連携が必要。</p>	<p>●関係機関、関係部署と連携のうえ、引き続き、「わーくわくネットひろしま」を通じて、事業主に対する啓発を実施する。</p>	(商工労働局) 雇用労働政策課	
ワンストップ雇用労働情報提供システム運用管理事業(再掲)	<p>●外国人を雇用する事業主の義務・留意点、外国人労働者の職業紹介や労働条件に関する相談窓口等の情報を、「わーくわくネットひろしま」に掲載し、広報・啓発を実施</p>	<p>◇求職者、学生、労働者、事業主に対して、きめ細かい情報提供を実施した。 ◆新しい在留資格の創設に伴い、情報の不足を訴える事業主が多い。</p>	<p>●引き続き、常に最新情報が掲載されるよう管理するとともに、利用者や時代の要請に応じた機能・サービスの拡充を継続していく。</p>	(商工労働局) 雇用労働政策課	
外国人材の受入・共生対策事業	<p>●企業向けにセミナーを開催し、外国人材雇用に係る制度や手続きのほか、簡易な日本語によるコミュニケーションのノウハウや出身国による留意点等について情報発信を行う。</p>	<p>◇外国人材を既に受入れている企業及び受入れを検討している企業等に対して、県内3か所(広島市、福山市、三次市)で、外国人労働者の適正な雇用や労働条件が確保されるよう、セミナー等での情報提供を行った。(参加者:251社) ◆受入れ企業に対して、外国人労働者の適正な雇用や労働条件の確保、文化・生活習慣等の違いや留意点を具体的に発信することで、適切な就労環境の整備を啓発する必要がある。</p>	<p>●引き続き、外国人材の受入れに課題を抱える企業等に対して、セミナー等を通じて、外国人労働者の適正な雇用や労働条件の確保など適切な就労環境の整備に、有益な情報の発信を行う。</p>	(商工労働局) 雇用労働政策課	

事業名	事業内容	実施状況	今後の取組方針	担当課等
		成果(◇)・課題(◆)		
人権啓発冊子等作成・配布(再掲)	●人権啓発冊子「『気づき』から『きずな』へ。」等を増刷し、配布(3,000部増刷)	◇平成28年3月に改定した人権啓発推進プランに沿って人権に係る課題を13項目に分かりやすく整理しているため、市町・民間企業等の人権啓発担当者が研修等に活用している。 ◆個別課題について、分かりやすく啓発する必要がある。	●人権啓発冊子「『気づき』から『きずな』へ。」を配布し、効果的・効率的に人権啓発を実施する。	(環境県民局) 人権男女共同参画課
人権啓発指導者等養成研修会の実施(再掲)	市町・民間企業等の人権啓発担当者が指導者として必要とされる知識を習得するための研修を実施【ヒューマンライツ夏セミナー】 ・広島:2回, 福山:1回 ・講師:芝園団地自治会事務局長岡崎広樹氏(各回ともに) ・参加者:延べ176人	◇参加者の利便性を確保するため広島・福山の2会場で実施した。 ◇アンケート結果 98.6%が「参考になった」と回答している。 ◆社会情勢の変化に対応したタイムリーな人権問題に関する知識や円滑に研修できる手法を提供する必要がある。 ◆研修受講者の行政職員・教育職員を占める割合が多く、広く県民に啓発するためには民間企業や団体の指導者等を増やしていく必要がある。	●引き続き、関係団体と連携し、効果的・効率的に人権啓発を実施する。	(環境県民局) 人権男女共同参画課
合計6事業				

事業名	事業内容	実施状況	今後の取組方針	担当課等
		成果(◇)・課題(◆)		
<b>(8) HIV感染者等及びハンセン病回復者等</b>				
人権啓発冊子等作成・配布(再掲)	●人権啓発冊子「『気づき』から『きずな』へ。」等を増刷し、配布(3,000部増刷)	◇平成28年3月に改定した人権啓発推進プランに沿って人権に係る課題を13項目に分かりやすく整理しているため、市町・民間企業等の人権啓発担当者が研修等に活用している。 ◆個別課題について、分かりやすく啓発する必要がある。	●人権啓発冊子「『気づき』から『きずな』へ。」を配布し、効果的・効率的に人権啓発を実施する。	(環境県民局) 人権男女共同参画課
<b>ア HIV感染者等</b>				
エイズ予防対策事業	●総合的なエイズ対策の推進と、中国四国ブロック内の医療水準の向上を目的に、次の事業を実施 ・エイズ対策促進事業、推進体制の充実、普及啓発の推進、相談体制の充実、検査体制の充実、医療体制の充実 ●中国四国ブロックエイズ対策促進事業 ・連絡協議会の設置・運営、中四国拠点病院等に対する研修、ブロック拠点病院実地研修、調査研究、相談事業、ブロック拠点病院派遣事業	◇関係各機関と連携をとり会議や研修、イベントを実施することで、有機的な連携強化につながった。 ◇地域における療養体制の整備を図るため、医療機関や高齢者施設等を対象とした研修会を実施した。 ◆エイズに対する正しい情報が社会に十分浸透せず、偏見や差別が十分に解消されていないことから、引き続きエイズに関する正しい理解と知識の普及啓発が必要である。	●「世界エイズデー(12月1日)」のキャンペーン、中・高等学校への出前健康教育、高齢者福祉施設への研修などを通じ、HIV感染症に対する正しい理解と知識の普及に努める。 ●H29年度に策定した広島県エイズ対策推進指針を基に事業を推進する。	(健康福祉局) 健康対策課
<b>イ ハンセン病患者・回復者等</b>				
ハンセン病対策事業	●ハンセン病患者等への偏見や差別を解消するため普及啓発活動を実施するとともに、患者等の名誉回復、社会への復帰及び福祉の増進を図るため、次の支援事業を実施 ・普及啓発、入所者訪問、郷土産品送付、里帰り・社会復帰支援、患者家族生活援護、在宅者検診	◇普及啓発 パネル展 1回 人権フォーラム 1回 ・入所者訪問 6か所 ・郷土産品送付 2回 ・里帰り事業 2回 ・在宅者検診 1回 ◆らい予防法が廃止された後も、偏見や差別が未だ解消されていないことから、引き続きハンセン病に関する正しい理解と知識の普及啓発が必要である。	●偏見や差別の解消のため、また療養所に入所しているハンセン病回復者等が円滑に社会復帰できるよう、ハンセン病に関する正しい理解と知識の普及に努める。	(健康福祉局) 健康対策課
合計3事業				

事業名	事業内容	実施状況	今後の取組方針	担当課等
		成果(◇)・課題(◆)		

(9) 刑を終えて出所した人				
社会を明るくする運動への参画	●犯罪や非行から立ち直ろうとする人たちが、再び地域社会に受け入れられるよう、啓発を実施	◇県ホームページや県民ギャラリーによる広報や懸垂幕の設置、広島保護観察所等と連携した広島駅における街頭啓発を実施することにより理解や協力を呼びかけることができた。	●引き続き、「社会を明るくする運動」に参画し、県民の理解と協力を呼びかける。	(環境県民局) 県民活動課
人権啓発冊子等作成・配布(再掲)	●人権啓発冊子「『気づき』から『きずな』へ。」等を増刷し、配布(3,000部増刷)	◇平成28年3月に改定した人権啓発推進プランに沿って人権に係る課題を13項目に分かりやすく整理しているため、市町・民間企業等の人権啓発担当者が研修等に活用している。 ◆個別課題について、分かりやすく啓発する必要がある。	●人権啓発冊子「『気づき』から『きずな』へ。」を配布し、効果的・効率的に人権啓発を実施する。	(環境県民局) 人権男女共同参画課
合計2事業				

事業名	事業内容	実施状況	今後の取組方針	担当課等
		成果(◇)・課題(◆)		

(10) 犯罪被害者等				
犯罪被害者等支援事業	<p>●犯罪被害者等支援施策に取り組む意義及び必要性を理解し、犯罪被害者等施策の総合的な推進や情報提供・相談に当たったの基礎的知識及び具体的対応要領の習得を目的とした研修会を、前期は広島会場で、後期は県内3会場で開催 【広島会場】R1/11/8 【福山会場】R1/11/29 【福山会場】R1/12/6</p> <p>●「犯罪被害者週間」にあわせてチラシ、リーフレット等を作成し、街頭キャンペーン等を実施するなど広報啓発活動を推進</p> <p>●ホームページで犯罪被害者支援に関する情報を一元的に集約の上、適宜発信</p> <p>●公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体の指定を受けた公益社団法人広島被害者支援センターに対して、広報啓発、研修会開催を委託・共同実施するとともに、県民への周知を図る。</p>	<p>◇市町・関係機関団体犯罪被害者等支援関係職員研修を、前・後期にわけ県内3会場において実施し、延べ151名の参加があった。</p> <p>今年度も昨年度と同様に、従来からの参加機関に加えて、広島地方検察庁、広島保護観察所等からも参加があり、犯罪被害者等支援に関する情報共有を行い、共通認識を持つ場とすることができた。</p> <p>◇犯罪被害者週間に公益社団法人広島被害者支援センターと連携して、広島駅前での街頭キャンペーンでチラシ等を配布するとともに、犯罪被害者等講演会を開催し、広報啓発を行った。</p> <p>◇犯罪被害者等の権利利益の保護及び適切な支援を行うために、引き続き、被害者支援の現状や基礎的事項についての理解を深めるための施策が必要である。</p>	<p>●引き続き、犯罪被害者等の権利利益の保護及び適切な支援を行うため、総合的な対応窓口の設置・運営や広報・啓発、関係機関との連携体制の充実・強化等、関係施策を総合的に推進する。</p> <p>●犯罪被害者等の人権尊重理念の普及を図るため、広報啓発活動を推進する。</p> <p>●被害者支援の現状や基礎的事項について理解を深めるための講演会を実施する。</p> <p>●市町等の窓口担当者を対象とした具体的な支援方策についてモデルケースを題材にしたグループ討議を実施する。</p>	(環境県民局) 県民活動課



事業名	事業内容	実施状況	今後の取組方針	担当課等
		成果(◇)・課題(◆)		
「社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくり」に向けた機運の醸成	●犯罪被害者等の人権尊重理念の普及を図るための啓発活動を推進	◇「犯罪被害者週間」にあわせて広報啓発街頭キャンペーンと被害者支援講演会&演奏会を公益社団法人広島被害者支援センター等と共催するとともに、中学生・高校生を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」開催や警察音楽隊のイベント会場における広報等により犯罪被害者等の人権尊重理念の普及を図ることができた。 ◆関係機関・団体と連携し、機会を活用して啓発活動を推進していく。	●あらゆる機会の活用と、関係機関・団体との連携により、推進していく。	(警察本部) 警察安全相談課
勤労者福祉対策事業(労働相談)	●県民の労働問題全般に関する相談のニーズに応えるため、県内2か所の「労働相談コーナー」に専門の相談員等を配置	◇労働者や事業主等からの賃金や労働時間などの労働問題全般に関する相談に対応した。	●引き続き、労働相談コーナーに専門の相談員等を配置し、労働問題全般の相談に対応する。	(商工労働局) 雇用労働政策課
捜査過程における二次的被害の防止・軽減	●犯罪被害者等が受ける精神的、経済的、身体的被害の軽減を図るための支援活動の充実強化 ●国の「犯罪被害者等基本計画」に沿った施策を推進	◇捜査過程において犯罪被害者等の支援にあたる職員に対する教養を推進した結果、犯罪被害者等への各種被害軽減のための活動ができた。 ◇「広島県警察犯罪被害者支援基本計画」に沿った施策を推進できた。 ◆二次的被害の防止・軽減を図るため、引き続き積極的に機会を捉えた教養を実施していく必要がある。 ◆「広島県警察犯罪被害者基本計画」に沿った施策を今後も推進していく。	●捜査と支援を両立させて、二次的被害の防止・軽減を図る。 ●「広島県警察犯罪被害者支援基本計画」に沿った施策を推進する。	(警察本部) 警察安全相談課

事業名	事業内容	実施状況	今後の取組方針	担当課等
		成果(◇)・課題(◆)		
民間支援団体への援助	●公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体の指定を受けた、公益社団法人広島被害者支援センターに対する助言・指導、財政的支援の措置	◇公益社団法人広島被害者支援センターの理事会に職員を出席させるとともに、部内外での犯罪被害者支援に関する講義の機会等に広報活動を行い、財政的支援の拡充ができた。 ◆財政的支援について、さらに積極的に広報し、公益社団法人広島被害者支援センターの財政的な安定を図る必要がある。	●必要な助言・指導をするとともに連携を図り、認知度向上のための活動を行う。	(警察本部) 警察安全相談課
性被害ワンストップセンターひろしまの運営	●関係機関・団体との連携による、性被害遭われた方に対する総合的な支援窓口を設置・運営	◇「性被害ワンストップセンターひろしま」を運営し、電話相談、面接相談及び付添支援を行うとともに、医療費・カウンセリング・弁護士相談費用の公費負担を実施した。 ◇他人の目を気にせず見ることが出来るトイレにステッカーを掲示することにより、相談窓口の浸透を図った。 ◇東部・北部エリアでの登録相談員を配置した。 ◇相談員による受付時間を2時間延長した(9時から17時⇒9時から19時)。 ◆H29年度調査によると、性被害の件数が多いとされる若年層の認知が十分ではない状況がある。	●更なる認知拡大のため、引き続き啓発・周知活動を行うとともに、若年層への認知拡大のために、SNS等を活用した広報に取り組む。 ●被害者の心情を配慮し、ウェブでの相談申込を受付ける。	(環境県民局) 県民活動課
人権啓発冊子等作成・配布(再掲)	●人権啓発冊子「『気づき』から『きずな』へ。」等を増刷し、配布(3,000部増刷)	◇平成28年3月に改定した人権啓発推進プランに沿って人権に係る課題を13項目に分かりやすく整理しているため、市町・民間企業等の人権啓発担当者が研修等に活用している。 ◆個別課題について、分かりやすく啓発する必要がある。	●人権啓発冊子「『気づき』から『きずな』へ。」を配布し、効果的・効率的に人権啓発を実施する。	(環境県民局) 人権男女共同参画課
合計7事業				

事業名	事業内容	実施状況		今後の取組方針	担当課等
		成果(◇)・課題(◆)			
<b>(11) インターネットによる人権侵害</b>					
サイバー犯罪対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●不正に個人情報を入力するウイルスや偽・詐欺サイト等に対するサイバー犯罪捜査や、SNS やインターネット掲示板への書き込みをめぐるトラブル等の相談に対する必要な助言・教示を実施</li> <li>●インターネットを利用した犯罪被害を未然防止するため、サイバー犯罪被害防止のための講演、セミナーを開催、広報資料の発信等の広報啓発活動を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇警察署相談担当者に対して、サイバー犯罪相談に対する教養を実施し、適正な相談対応を図った。</li> <li>◇あらゆる機会や媒体を活用した広報啓発活動を実施し、県民の意識高揚を図った。</li> <li>◇県民からのサイバー犯罪・ネット上のトラブル相談に対して、適切に対応した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●県民からの相談に対する適正な対応、積極的な事件化を図るとともに、県民の被害を未然防止するため、積極的な広報啓発活動を実施する。</li> </ul>	(警察本部) サイバー犯罪対策課	
個人情報保護制度の啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>●次のとおり、個人情報保護制度を普及・啓発し、個人情報の適正な取扱いを促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページに個人情報保護法及び広島県個人情報保護条例の制度の概要を掲載し、普及啓発を図るとともに、「個人情報を守るためのポイント」等を掲載し、注意を促した。</li> <li>・県民や事業者からの個人情報に関する相談に対応したほか、県職員等を対象に、個人情報保護制度についての研修を実施した(参加者:延べ約750人)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ホームページで、個人情報保護のための有益な情報を提供することができた。</li> <li>◇県民や事業者からの相談には、真摯に対応するとともに、県職員等を対象とした研修では、多くの参加者を得て、個人情報保護制度に対する理解を深めることができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●個人情報保護法及び個人情報保護条例に基づき、引き続き、分かりやすい情報提供や普及啓発に努める。</li> </ul>	(総務局) 総務課	
人権啓発冊子等作成・配布(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●人権啓発冊子「『気づき』から『きずな』へ。」等を増刷し、配布(3,000部増刷)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇平成28年3月に改定した人権啓発推進プランに沿って人権に係る課題を13項目に分かりやすく整理しているため、市町・民間企業等の人権啓発担当者が研修等に活用している。</li> <li>◆個別課題について、分かりやすく啓発する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●人権啓発冊子「『気づき』から『きずな』へ。」を配布し、効果的・効率的に人権啓発を実施する。</li> </ul>	(環境県民局) 人権男女共同参画課	
合計3事業					



事業名	事業内容	実施状況	今後の取組方針	担当課等
		成果(◇)・課題(◆)		
<b>(12) 北朝鮮当局による拉致問題等</b>				
拉致問題等北朝鮮当局による人権侵害問題の啓発	●「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」に基づく当該問題の啓発を実施	◇啓発週間(12月10日～16日)や県の人権啓発イベントを通じ、この問題を広く啓発できた。 ・県ホームページ掲載、懸垂幕等の掲示 ・県人権啓発イベント「ヒューマンフェスタ」でのポスター掲示・パンフレット配布、アニメ「めぐみ」等上映会、パネル展示実施 ・拉致問題啓発映画「めぐみー引き裂かれた家族の30年」を開催し、拉致問題の早期かつ全面解決に向けて、一定の機運醸成が図られた。 《来場者数》坂町 266人(目標200人) ◆映画に加え舞台劇の上映についても県内複数市町での実施。	●早期解決に向けて、引き続き、粘り強く様々な啓発活動に取り組む。	(地域政策局) 国際課
	●「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」に基づき、北朝鮮人権侵害問題啓発週間に合わせた啓発資料の配布・掲示を実施	◇啓発ポスターの掲示、各種機会を捉えたパンフレット・チラシの配布等により、一般住民に対する拉致問題等北朝鮮人権侵害問題の啓発及び同侵害問題に対する知識の普及啓発の役割を果たした。 ・警察広報誌への掲載や警察署・交番での啓発ポスター掲出 ・警察署・交番等の来訪者に啓発用チラシを配布 3076枚 ・警察メールマガジンや電光掲示板、ケーブルテレビ、SNSによる広報啓発 ・協議会等各種会議での広報啓発	●ポスター掲示、パンフレット・チラシの配布等のほか、引き続きSNS等を活用した幅広い広報を実施する。	(警察本部) 外事課
人権啓発冊子等作成・配布(再掲)	●人権啓発冊子「『気づき』から『きずな』へ。」等を増刷し、配布(3,000部増刷)	◇平成28年3月に改定した人権啓発推進プランに沿って人権に係る課題を13項目に分かりやすく整理しているため、市町・民間企業等の人権啓発担当者が研修等に活用している。 ◆個別課題について、分かりやすく啓発する必要がある。	●人権啓発冊子「『気づき』から『きずな』へ。」を配布し、効果的・効率的に人権啓発を実施する。	(環境県民局) 人権男女共同参画課
<b>合計3事業</b>				

事業名	事業内容	実施状況		今後の取組方針	担当課等
		成果(◇)・課題(◆)			
<b>(13) 性的指向・性自認</b>					
性的指向や性自認を理由とする偏見や差別解消に向けた啓発	●関係団体と連携した啓発事業	◇(一社)広島県セクシュアルマイノリティ協会との連携事業 人権啓発イベント「ヒューマンフェスタ2019 ひろしま」で、性的少数者を支援するためのブース「レインボーパワライプロジェクト」を設置した。 ◇(NPO法人)グッドエイジングエールズとの連携事業 人権啓発イベント「ヒューマンフェスタ2019 ひろしま」で、昨年広島市で、世界的に有名なレスリー・キー氏が撮影したセクシュアルマイノリティのポートレート写真展(OUT IN JAPAN 写真展示)を開催した。 ◆効果的・効率的に人権啓発を実施するため、関係団体との連携強化を検討する。	●引き続き、関係団体と連携し、効果的・効率的に人権啓発を実施する。	(環境県民局) 人権男女共同参画課	
人権啓発冊子等作成・配布(再掲)	●人権啓発冊子「『気づき』から『きずな』へ。」等を増刷し、配布(3,000部増刷) ●性的少数者に関する啓発冊子「性の多様性ってどういうこと？私たちの性は多様です」の作成・配付 1,000部印刷	◇平成28年3月に改定した人権啓発推進プランに沿って人権に係る課題を13項目に分かりやすく整理しているため、市町・民間企業等の人権啓発担当者が研修等に活用している。 ◆個別課題について、分かりやすく啓発する必要がある。 ◇一般県民向けに、性的少数者に関する用語解説や、課題、課題解決のための方策、相談窓口、イラストや県内の取組事例等を用い、わかりやすい資料とすること研修用資料を作成することで、性的少数者への理解の促進を図った。 ◆広く県民に対し、性的少数者に関する正しい理解を浸透させていく必要がある。	●人権啓発冊子「『気づき』から『きずな』へ。」を配布し、効果的・効率的に人権啓発を実施する。 ●人権啓発冊子を、ホームページ等で市町・民間企業等の人権啓発担当者に紹介するなど積極的活用を促す。	(環境県民局) 人権男女共同参画課  (環境県民局) 人権男女共同参画課	
性的指向や性自認を理由とする偏見や差別解消に向けた相談	●個別事例に対しての精神保健福祉相談の実施 ●LGBT電話相談窓口の設置	◇必要に応じて、精神保健福祉相談等を実施した。 ◆精神保健福祉相談を求めた時に相談を受けられる場が継続して必要である。 ◇(公財)広島県男女共同参画財団が、平成29年10月から実施。(平成30年6月に毎月第2土曜日から毎週土曜日に拡充) ◆相談窓口の周知が不十分である。	●引き続き、個別事例に対して精神保健福祉相談を実施する。 ●引き続き、財団が実施するLGBT電話相談を支援する。 ●周知用カード等により広報する。	(健康福祉局) 健康対策課  (環境県民局) 人権男女共同参画課	

事業名	事業内容	実施状況	今後の取組方針	担当課等
		成果(◇)・課題(◆)		

<p>人権啓発指導者等養成研修会の実施(再掲)</p>	<p>市町・民間企業等の人権啓発担当者が指導者として必要とされる知識を習得するための研修を実施【LGBT講座】          ・広島:1回, 福山:1回          ・講師:筑紫女学園大学非常勤講師五十嵐ゆり氏(各回ともに)          ・参加者:延べ174人          【LGBT研修会】          ・広島:2回, 福山:1回, 三次:1回, 東広島:1回          ・講師:広島修道大学人文学部教授河口和也氏, 日本学術振興会特別研究員 PD 眞野豊氏(各回ともに)          ・参加者:延べ184人          【その他】講座及び研修会概要を県ホームページに掲載</p>	<p>◇LGBT講座は性的少数者が抱える困難や地域・職場等で実践できる取り組みについて,具体的な事例を交えた内容で実施し,LGBT研修会はLGBT(性的少数者)の子どもたちの思いに寄り添うためには何が大切なのかという視点で,実際の教育現場において発生した事例をもとにグループワーク等で理解を深めた。          ◇アンケート結果          ・LGBT講座 98.6%          ・LGBT研修会 98.8%が「参考になった」と回答している。          ◆社会情勢の変化に対応したタイムリーな人権問題に関する知識や円滑に研修できる手法を提供する必要がある。          ◆研修受講者の行政職員・教育職員を占める割合が多く,広く県民に啓発するためには民間企業や団体の指導者等を増やしていく必要がある。</p>	<p>●人権問題に関する社会情勢の変化に対応したタイムリーな知識が修得できる内容にする。          ●受講した指導者等が各職場等において,円滑に啓発研修を行えるノウハウが修得できる内容にする。          ●新たなアプローチや関係機関との連携を強化し,より積極的に参加を促進する。</p>	<p>(環境県民局) 人権男女共同参画課</p>
-----------------------------	---	--	---	------------------------------

合計6事業

(14) その他

<p>ユニバーサルデザイン推進事業</p>	<p>●「ユニバーサルデザインひろしま推進指針」に基づく普及・啓発を実施          ●ホームページ等を通じた情報発信など</p>	<p>◇県内の全市町がユニバーサルデザインやユニバーサルデザインの視点を取り入れた業務の推進に取り組んでおり,普及・啓発について一定の成果があった。</p>	<p>●引き続き,ホームページ等を通じて情報提供を行う。</p>	<p>(総務局) 経営企画チーム</p>
-----------------------	--	--	----------------------------------	--------------------------

合計1事業

ウ 人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等

令和元年度は、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者を対象とした研修等を10事業実施しました。

対象者	研修等の内容	実施状況	今後の取組方針	担当課等
		成果(◇)・課題(◆)		
県職員	●各機関において、「広島県人権問題職場研修実施要綱」に基づき、所属の全職員を対象とする職場研修を実施	◇各機関において、所属の全職員を対象とする職場研修を実施した。(延べ約 440 回、約 13,500 人参加)	●全機関において2回以上研修が実施されるよう、引き続き働きかける。	(総務局) 人事課
	●人権問題についての講義を実施 対象: 初任研修, 管理者研修, 医療業務従事職員初任研修 ●人権問題職場研修推進員に対し、人権問題に対する認識を深めながら、研修の効果的な進め方を習得するための研修を実施	◇延べ 435 人の修了者中、アンケートの結果で、良い(212 人)とどちらかというが良い(191 人)の合計が 92.6%であった。	●アンケートの意見を参考に、より個別具体的な気づきや行動につながる内容とする必要がある。	(総務局) 自治総合研修センター
	●犯罪被害者等施策の総合的な推進や情報提供、相談に当たったの基礎的知識及び具体的対応要領の修得を目的とするほか、関係機関の相互理解を深めることにより、現場に即した支援の輪を広げるため研修を実施	◇市町・関係機関団体犯罪被害者等支援関係職員研修を、前・後期にわけ、県内3会場において実施し、延べ 151 名の参加があった。 ◇県、市町、被害者支援連絡協議会等、多くの機関が参加し、犯罪被害者等の支援に関する知識を深めることができた。 ◆被害者支援の現況や基礎的事項について理解を深めるための研修等を引き続き、実施する必要がある。	●被害者支援の現状や基礎的事項について理解を深めるための講演会を実施する。 ●市町等の窓口担当者を対象とした具体的な支援方策についてモデルケースを題材にしたグループ討議を実施する。	(環境県民局) 県民活動課
市町職員	●市町人権施策担当課長会議・隣保館運営等担当者研修会を開催し、研修用教材や先進事例の紹介等を行い、市町が実施する研修等を支援 ●市町等の人権啓発指導者等に対して、指導者として必要な知識を習得するための研修を実施 ●「広島県人権だより」等の作成・配布を行い研修資料等で活用 ●人権啓発に係る図書、DVD、資料等を購入し、市町・民間企業等の人権啓発指導者等に貸出	◇市町職員・企業等の人権啓発指導者等に対して、啓発効果の高い事業を積極的に実施した。 ◆近年顕在化している性的少数者に関する人権問題を県内網羅的に啓発するため、地域(市町)での人権啓発指導者等の資質向上を目指した新たな取組が必要である。	●引き続き、市町職員に対する啓発を実施する。	(環境県民局) 人権男女共同参画課

対象者	研修等の内容	実施状況	今後の取組方針	担当課等
		成果(◇)・課題(◆)		
市町職員	<p>●犯罪被害者等施策の総合的な推進や情報提供、相談に当たっての基礎的知識及び具体的対応要領の修得を目的とするほか、関係機関の相互理解を深めることにより、現場に即した支援の輪を広げるため研修を実施</p>	<p>◇市町・関係機関団体犯罪被害者等支援関係職員研修を、前・後期にわけ、県内3会場において実施し、延べ151名の参加があった。 ◇従来からの参加機関に加えて、広島地方検察庁、広島保護観察所等からも参加があり、犯罪被害者等支援に関する情報共有を行い、共通認識を持つ場とすることができた。 ◆被害者支援の現況や基礎的事項について理解を深めるための研修等を引続き、実施する必要がある。</p>	<p>●被害者支援の現状や基礎的事項について理解を深めるための講演会を実施 ●市町等の窓口担当者を対象とした具体的な支援方策についてモデルケースを題材にしたグループ討議を実施</p>	(環境県民局) 県民活動課
	<p>●市町等の多文化共生担当者を対象に、企画・対応能力等の向上を図るための研修を実施</p>	<p>◇地域における多文化共生の取組に資する研修を実施。(1回) ◆継続的な人材育成。</p>	<p>●市町職員をはじめとする地域人材に対し、育成研修を実施。</p>	(地域政策局) 国際課
警察職員等	<p>●警察職員に対し、職場及び各級警察学校教養において様々な人権問題について教養を実施</p>	<p>◇障害者の気持ちに配慮した適切な警察活動を推進するため、手話初心者を対象とした3日間の手話講習会を1回、手話の素養を有する職員を対象としたブラッシュアップ講習を年2回(各回2日間)、さらには、採用時教養等において発達障害を有する者に対する適正な対応を図る講習等を実施した。</p>	<p>●部外講師による講演を実施。 ●教養資料を作成。 ●採用時教養等における人権問題に関する教養を実施。</p>	(警察本部) 人材育成課
	<p>●警察職員に対し、被害者支援に関する教養を実施</p>	<p>◇様々な機会を捉え、被害者に対応する職員に対する教養を実施した。 ◇更に、教養実施依頼を受け、矯正施設職員69人、司法修習生等52人に対しても被害者支援教養を実施した。 ◆今後も積極的に教養を実施していく。</p>	<p>●継続実施していく。 ●矯正施設職員、司法修習生に対しては、教養実施依頼を受けたときに対応していく。</p>	(警察本部) 警察安全相談課
消防職員	<p>●初任教育において人権問題についての講義を実施</p>	<p>◇初任消防職員の人権問題に関する理解を深めるため「人権」と「ハラスメント」に関する講義を実施した。(各2回実施)</p>	<p>●引き続き、講義を実施する。 ●ハラスメント防止対策を強化する。</p>	(危機管理監) 消防学校



対象者	研修等の内容	実施状況	今後の取組方針	担当課等
		成果(◇)・課題(◆)		
農林漁業団体関係者	<p>●農山漁村地域における農林漁業団体の人権啓発推進に果たす社会的役割は大きなものがあることから、農林漁業団体職員等が人権問題に対する正しい理解を深め、様々な人権問題に対する取組を推進するため、関係者への研修を実施</p> <p>・人権問題の啓発：研修会(講演)の開催            実施時期：10月            実施場所：広島、尾道、庄原で、計3回実施            参加人数：356人</p>	<p>◇アンケートの調査結果では内容に満足した参加者は70%で、目標値(70%)を達成し、テーマとした「インターネットと人権」への関心と理解を深めることができた。</p> <p>◆農林漁業関係団体からの参加者の増大。</p>	<p>●近年、関心が高まっているテーマやアンケート調査での要望を考慮しながら継続実施する。</p>	(農林水産局) 農林水産総務課
合計 10 事業				



### 3 令和元（2019）年度の事業点検結果

施策	事業名（担当課）	指標	目標	実績	評価
人権一般	人権啓発イベントの実施（人権男女共同参画課）	●人権啓発イベント「ヒューマンフェスタ 2019 ひろしま」延べ来場者数	31,000 人 ※前年度実績より増	32,272 人	達成
	人権啓発指導者養成研修会の実施（人権男女共同参画課）	●人権啓発指導者養成研修会「ヒューマンライツ夏セミナー」において、『参考になった』と回答した人の割合	90%以上	98.7%	達成
	人権啓発用資料の整備・充実（人権男女共同参画課）	●人権啓発DVD・ビデオの年間貸出件数	439 本 ※直近3年の最大値	422 本	未達成
女性	女性の登用（審議会）（総務局人事課）	●全審議会の女性登用率	34.0%	25.2%	未達成
		●5審議会を除く女性登用率	40.0%	30.6%	未達成
	女性の登用（教育委員会総務課）	●女性登用率	37.5%	40.8%	達成
	女性の登用（警察本部総務課）	●警察署協議会委員の女性登用率	40.0%	42.6%	達成
	女性の登用（警察本部留置管理課）	●留置施設視察委員会の女性登用率	30.0%	33.3%	達成
女性の就職総合支援事業（「わーくわくママサポートコーナー」の運営）（商工労働局働き方改革推進・働く女性応援課）	●「わーくわくママサポートコーナー」の運営実績 利用者の就職者数	248 人	342 人	達成	
子ども	児童虐待防止対策事業（健康福祉局こども家庭課）	●児童虐待発見時の通告義務認知度	84.0%	76.7%	未達成
	少年非行防止総合対策事業（警察本部少年対策課）	●スクールサポーター派遣校における特別な指導を行った件数	前年度実績の50%減	前年度実績の50.7%減	達成
障害者	あいサポートプロジェクト（健康福祉局障害者支援課）	●あいサポート参加企業・団体数の累計	190,000 人	240,176 人	達成
拉致問題等	拉致問題等北朝鮮による人権侵害問題の啓発（地域政策局国際課）	●啓発映画の来場者数	200 人	266 人	達成
特定職業従事者への研修	農林漁業団体関係者（農林水産局農林水産総務課）	●人権問題の研修会（講演とグループによる意見交換）に対する満足度	70%	70%	達成

課題	今後の取組方針
<p>◆人権問題についての関心を高め、理解を深めることができるようにイベント内容を工夫する必要がある。</p> <p>◆若年層の参画・集客が少ないため、企画・広報を工夫する必要がある。</p>	<p>●一般県民が、人権問題についての関心を高め、理解を深めることができるようなイベント内容及び展示の工夫を行う。</p> <p>●関係団体と連携し、新たな企画・広報などの工夫を行い、若年層の参画・集客に繋げる。</p>
<p>◆社会情勢の変化に対応したタイムリーな人権問題に関する知識や円滑に研修できる手法を提供する必要がある。</p> <p>◆研修受講者の行政職員・教育職員を占める割合が多く、広く県民に啓発するためには民間企業や団体の指導者等を増やしていく必要がある。</p>	<p>●人権問題に関する社会情勢の変化に対応したタイムリーな知識が修得できる内容にする。</p> <p>●受講した指導者等が各職場等において、円滑に啓発研修を行えるノウハウが修得できる内容にする。</p> <p>●開催場所を増やし、きめ細かく啓発する。</p> <p>●新たなアプローチや関係機関との連携を強化し、より積極的に参加を促進する。</p>
<p>◆利用者のニーズ等に応じた教材となっていない可能性がある。</p>	<p>●ホームページや会議等の機会をとらえたPRを行い、貸出促進を図る。</p> <p>●関心が高まりそうな人権課題や啓発活動の傾向を把握し、ニーズ等に応じた啓発教材の整備を進める。</p>
<p>◆専門的分野において女性の人材が少数である場合があること、また、各審議会の関係する分野の各種団体においても女性の役職者が少数であり、審議会等委員として推薦・紹介が困難であること。</p>	<p>●引き続き、各審議会において積極的に女性の登用を図る。</p>
	<p>●引き続き、各審議会において積極的に女性の登用を図る。</p>
	<p>●引き続き、新たな人材の確保に努め、女性の登用を推進する。</p>
	<p>●今後も積極的に女性を登用し、女性視点からの意見を聞き、留置管理業務に反映する。</p>
<p>◆M字カーブについては、底は浅くなってきており改善は続いているものの、解消には至っておらず、引き続き、女性の再就職支援が必要である。</p> <p>◆引き続き、広報・啓発が必要である。</p>	<p>●引き続き、働き方改革の推進により、男女が共に働きやすい職場環境整備の促進を行うとともに、引き続き、国のマザーズハローワーク等と一体的に運営するわーくわくママサポートコーナーを通じた、結婚・出産・育児その他の理由で離職している女性の再就職支援を行う。</p>
<p>◆児童虐待通告義務は、児童虐待防止オレンジホンキャンペーンによる取組や、虐待の事件報道などにより広く県民に浸透しており、70%後半を推移しているが、男性や若い世代の認知度は相対的に低い傾向がある。</p>	<p>●引き続き、発生予防(普及啓発)、早期発見・早期対応及び事後ケア、専門機関及び地域による援助体制の整備など、一貫した総合的な取組を実施する。</p>
<p>◆非行少年総数に占める小・中学生の占める割合が約6割を占めるなど、低年齢少年の非行が顕著である。</p> <p>◆刑法犯少年に占める再犯者の割合は微増している。(2.2ポイント増)</p>	<p>●低年齢少年対策 小・中学生の非行防止のため、高い割合を占める万引きの防止やインターネット利用に手段を置いた犯罪防止教室の開催、学校や少年警察ボランティアと連携した学校対策等により、低年齢のうちからの規範意識向上に向けた取組を推進する。</p> <p>●少年サポートセンターを中心とした立ち直り支援活動の推進 少年サポートセンターを中心として、関係機関との連携を強化し、継続補導や居場所づくりなどの立ち直り支援活動を推進する。 また、遠方に居住する少年のため、少年育成官等を公民館等に派遣して立ち直り支援活動を行うなど、支援者の増加を図る。</p> <p>●スクールサポーターの活用 スクールサポーターの効果的運用と、市町におけるスクールサポーターの拡充のための働きかけを推進する。</p>
<p>◆障害者に対する支援の必要性に対する県民の理解については、まだまだ十分とは言えず、企業・団体等にあいサポート企業・団体への参加を呼び掛ける必要がある。</p>	<p>●「あいサポートリーダー」の養成・登録とともに、あいサポートリーダーの活動促進を図るため、継続して「あいサポートリーダー活動促進研修」を実施する。</p> <p>●「あいサポート企業・団体」に対する表彰制度を継続して実施し、認定企業の増加を図る。</p> <p>●「ヘルプマーク」の周知。</p> <p>●「あいサポートアート展」の巡回展示回数増により、県民の障害への理解と認識を深める。また県庁内にアート展入賞作品を展示し、障害者の芸術活動を広める。</p>
<p>◆映画に加え舞台劇の上映についても県内複数市町での実施。</p>	<p>●早期解決に向けて、引き続き、粘り強く様々な啓発活動に取り組む。</p>
<p>◆農林漁業関係団体からの参加者の増大</p>	<p>●近年、関心が高まっているテーマやアンケート調査での要望を考慮しながら継続実施する。</p>





## 第 II 部

令和 2 (2020) 年度に実施予定の施策

## 1 人権一般の普遍的な視点からの取組

「人権に関する基本的な知識の習得」をベースに、「生命の尊さ」及び「個性の尊重」に重点を置き、多様な啓発事業を実施する予定です。

事業名	事業内容	予算(千円)	担当課等
<b>(1) 県民参加型の啓発活動の実施</b>			
人権啓発イベントの開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>●県民の人権問題への関心を深めるため、「ヒューマンフェスタ2020 ひろしま」を開催               <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施時期: 12月5日(土), 6日(日)</li> <li>・実施場所: 広島駅南口地下広場, 広島市総合福祉センター</li> <li>・内容: 人権啓発セミナー・講演会等の開催                   <ul style="list-style-type: none"> <li>一日人権擁護委員委嘱式</li> <li>人権啓発ポスター・パネル・資料展示</li> <li>障害者スポーツ体験会 ほか</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	6,340	(環境県民局) 人権男女共同参画課
<b>(2) 実施主体間の連携</b>			
地域人権啓発活動活性化事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の実情に応じた地域密着型の啓発活動を実施(国庫受託事業の市町への再委託事業)               <ul style="list-style-type: none"> <li>・広島市及び神石高原町を除く21市町</li> </ul> </li> </ul>	4,382	(環境県民局) 人権男女共同参画課
<b>(3) 担当者の育成</b>			
人権啓発指導者等養成研修会の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校・市町・民間企業等の人権啓発担当者等に対して、指導者等として必要とされる知識や技術を習得するための人権啓発指導者等養成研修会を実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>・夏セミナー(人権啓発手法, 子どもの人権問題): 9月, 広島市・福山市 計2回</li> </ul> </li> <li>●地域や職場等において人権に関する啓発, 相談対応等を担う人材の資質の向上を目的とした研修会を実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>・内容: 性的少数者, 広島市・福山市・東広島市</li> </ul> </li> </ul>	2,906	(環境県民局) 人権男女共同参画課
<b>(4) 文献・資料等の整備・充実</b>			
人権啓発資料の作成・配布	<ul style="list-style-type: none"> <li>●リーフレット「広島県人権だより」の作成・配布によって効果的な人権啓発を実施(市町, 企業等)</li> <li>●県ホームページで, 人権啓発冊子を紹介し, 希望のあった市町や企業等に配布</li> </ul>	2,772	(環境県民局) 人権男女共同参画課
図書, DVD, 資料等の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●人権啓発に係る図書, DVD, 資料等を購入し, 市町・民間企業等の人権啓発担当者に貸出</li> <li>●県ホームページで人権啓発DVD・ビデオの内容, 貸出状況のランキング, 利用者の評価等を紹介し, 利用を促進</li> </ul>	136	(環境県民局) 人権男女共同参画課
<b>(5) 内容・手法に関する調査・研究</b>			
啓発手法等に関する調査・研究	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国, 都道府県, 大学等の啓発手法等を調査することにより, 効果的な啓発内容・手法を研究</li> </ul>	—	(環境県民局) 人権男女共同参画課

事業名	事業内容	予算(千円)	担当課等
(公財)人権教育啓発推進センターの研修等への参加	●(公財)人権教育啓発推進センターの人権啓発研修等に参加することにより、人権研修のノウハウや効果的な啓発内容等についての情報を収集	—	(環境県民局) 人権男女共同参画課
<b>(6) マスメディアの活用等</b>			
人権啓発ポスターの制作、掲示	●人権尊重の理念を表現した啓発ポスターを制作し、電車等公共交通機関に掲示するとともに、市町・民間企業等に配布する。	1-(4)に含む	(環境県民局) 人権男女共同参画課
地域情報誌への広告掲載	●地域情報誌を活用することにより、多くの県民に幅広く人権啓発に関する情報を提供		(環境県民局) 人権男女共同参画課
<b>(7) インターネット等IT関連技術の活用</b>			
県ホームページの充実	●広く県民に対して、多種多様な人権啓発情報を提供するため、県ホームページ(人権啓発コンテンツ)を充実	—	(環境県民局) 人権男女共同参画課
インターネットを活用した広報	●地元企業やスポーツチーム等のホームページにバナー広告等を掲載するとともに、SNSを活用して、人権メッセージの伝達や県ホームページ(人権啓発コンテンツ等)への誘導を行う。	1-(4)に含む	(環境県民局) 人権男女共同参画課
<b>(8) スポーツ組織などとの連携・協力</b>			
地元スポーツチームと連携した人権啓発	●地元スポーツチームと連携・協力した効果的な人権啓発活動を実施 ・ヒューマンフェスタにおける一日人権擁護委員委嘱 ・サンフレッチェ広島公式試合での人権啓発活動及び配布プログラムへの広告掲載等 ・サンフレッチェ広島ポケット日程表への広告掲載 ・人権啓発ポスター等作成に係る連携 ・人権スポーツ教室の実施	876	(環境県民局) 人権男女共同参画課
<b>合計 12 事業</b>			

## 2 各人権課題に対する取組

事業名	事業内容	予算(千円)	担当課等
<b>(1) 女性</b>			
女性の登用	●県の審議会等への女性の参画を積極的に推進	—	(総務局) 人事課 (教育委員会) 総務課
	●警察署協議会への女性の参画を積極的に推進	—	(警察本部) 総務課
	●刑事収容施設及び被収容施設者等の処遇に関する法律により、留置施設の運用状況について透明性を高めるために設置した、留置施設視察委員会への女性の参画を積極的に推進	—	(警察本部) 留置管理課
男女共同参画拠点づくり推進事業	●(公財)広島県男女共同参画財団が行う男女共同参画を推進するための情報・研修・相談・交流・チャレンジ支援の5部門を柱とする各種事業を支援 ・人材養成や普及啓発を図るための講座の実施 ・相談事業、情報提供事業の実施 等	38,292	(環境県民局) 人権男女共同参画課
地域における取組支援	●県内全域で男女共同参画の取組が推進されるよう、男女共同参画の推進に係る取組等の情報の提供や市町・関係団体等の取組機運の醸成につながる講演会を開催	336	(環境県民局) 人権男女共同参画課
男女共同参画に関する広報・啓発	●男女共同参画週間における広報 ・パネル展示、啓発リーフレット等の配布 ●県ホームページ等による広報・啓発	—	(環境県民局) 人権男女共同参画課
公正採用選考等啓発事業	●公正な採用選考システムを確立し、就職の機会均等が図られるよう、啓発資料を県の雇用労働情報サイト「わーくわくネットひろしま」に掲載し、事業主に対する啓発を実施	—	(商工労働局) 雇用労働政策課
ワンストップ雇用労働情報提供システム運用管理事業	●雇用労働に関する幅広い情報を「わーくわくネットひろしま」に掲載し、求職者、学生、労働者、事業主に対して広報・啓発を実施	—	(商工労働局) 雇用労働政策課
女性の就職総合支援事業	●わーくわくママサポートコーナー(広島・福山)等において女性の再就職を支援。 ・就職活動に関する相談対応、保育所情報等の提供、各市町での出張相談の実施 ・職場体験機会の提供、就職応援セミナーの開催	52,745	(商工労働局) 働き方改革推進・働く女性応援課
女性活躍促進事業	●女性の就業継続支援 県内の女性の就業率を高めるため、就業中の女性の職場定着や企業の女性に対する就業継続の取組に対する支援を実施。 ●女性の管理職登用促進支援 県内企業における女性の管理職登用促進を図るため、企業の人材育成の取組を支援するとともに、女性従業員のキャリア意欲喚起に向けた取組を実施。	50,074	(商工労働局) 働き方改革推進・働く女性応援課

事業名	事業内容	予算(千円)	担当課等
広島県職場環境実態調査	●男女がともに働きやすい環境整備等の施策の基礎資料とするため、実態調査により県内企業等の職場環境の整備状況を把握	8,968	(商工労働局) 雇用労働政策課
暴力被害女性支援体制整備事業(こども家庭センター)	●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく「配偶者暴力相談支援センター」としての機能を充実させ、暴力被害女性等に対し、相談・保護・支援体制の充実を図る。 ・効果的・戦略的な啓発広報 ・一時保護の実施 等	17,654	(健康福祉局) こども家庭課
配偶者等からの暴力に関する啓発資料の作成・配布	●DVIについての啓発の実施 ・啓発資料の作成・配布 等	2,248	(健康福祉局) こども家庭課
配偶者暴力・ストーカー事案への迅速かつ的確な対応	●配偶者暴力、ストーカー事案に対して、認知の段階から対処に至るまで、関係部門が情報共有・連携の上、被害者の安全確保に向けた効果的な対応を図る。	—	(警察本部) 人身安全対策課
人権啓発冊子等作成・配布	●人権啓発冊子「『気づき』から『きずな』へ。」を研修資料等として有効的に活用し、効果的な人権啓発を実施	1-(4)に含む	(環境県民局) 人権男女共同参画課
合計 16 事業			



事業名	事業内容	予算(千円)	担当課等
(2) 子ども			
青少年健全育成事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●家庭・学校・地域社会が一体となった青少年育成活動を推進するため、青少年健全育成条例の運用等により青少年を取り巻く有害環境の改善を行うほか、青少年育成県民運動を推進するため、(公社)青少年育成広島県民会議の活動を支援</li> <li>①社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者支援の仕組みづくり <ul style="list-style-type: none"> <li>・広島県子ども・若者支援協議会の運営</li> <li>・広島県子ども・若者支援機関マップによる支援情報の提供</li> </ul> </li> <li>②青少年を取り巻く有害環境の改善 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「青少年の非行・被害防止全国強調月間」(7月)中の啓発活動</li> <li>・インターネットの適正利用に関する講習会の実施など</li> </ul> </li> <li>③青少年育成広島県民運動の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・(公社)青少年育成広島県民会議ホームページ「ゆっぴーネット」による情報発信</li> <li>・「子ども・若者育成支援強調月間」(11月)中のあいさつ・声かけ啓発活動</li> </ul> </li> </ul>	17,076	(環境県民局) 県民活動課
児童虐待防止対策事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●児童虐待について、発生予防(普及啓発)、早期発見・早期対応及び事後ケア(再発防止)など、一貫した総合的な取組を実施</li> <li>・発生予防 <ul style="list-style-type: none"> <li>児童虐待防止オレンジリボンキャンペーン事業の実施、里親キャンペーン事業の実施</li> </ul> </li> <li>・早期発見・早期対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>こども家庭支援員の配置、親子支援推進員の配置、法務専門員(弁護士)の配置、一時保護所への心理療法士の配置、要支援児童安全対策連携推進員の配置、医療的機能強化事業の実施、児童福祉施設基幹的職員研修事業の実施、児童虐待対応職員・市町職員等の資質・実践力向上のための研修実施、児童死亡事案にかかる検証報告書を踏まえた対策</li> </ul> </li> <li>・事後ケア(再発防止) <ul style="list-style-type: none"> <li>保護者・児童へのグループワークの実施、里親支援事業の実施、親子支援プログラムの実施</li> </ul> </li> <li>・退所後の支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>未成年後見人支援事業の実施</li> </ul> </li> </ul>	185,078	(健康福祉局) こども家庭課
少年非行防止総合対策事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●少年サポートセンターの運営 <ul style="list-style-type: none"> <li>少年相談の受理、継続補導や被害少年支援を始めとする立ち直り支援活動、街頭補導活動や犯罪防止教室等の広報啓発活動を推進</li> </ul> </li> <li>●非行少年グループ等の立ち直り支援活動 <ul style="list-style-type: none"> <li>少年の居場所づくりとなる「少年サポートルーム」の定期的開催、非行少年グループ等の構成員を対象とするサポート会議の開催など、非行少年等の立ち直り支援を実施</li> </ul> </li> <li>●スクールサポーターの活用 <ul style="list-style-type: none"> <li>生徒指導上課題を抱える学校に対し、スクールサポーターが支援訪問し、問題行動への対応や非行防止活動を実施</li> </ul> </li> <li>●暴走族・非行少年グループ対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>暴走行為を行う者や非行少年グループの実態を把握し、早期の検挙・解体を図るとともに、県民の意識高揚に向け、暴走族・少年非行防止対策会議の開催や広報啓発用ポスターを作成する。</li> </ul> </li> </ul>	6,317	(警察本部) 少年対策課

事業名	事業内容	予算(千円)	担当課等
子供の交通安全対策事業	●人命尊重の理念に基づき、次代を担う児童を交通事故から守るため、自転車競技を通じて自転車の安全走行に関する知識と技能を身につけさせることにより、交通事故防止を図る目的で、「交通安全子供自転車広島県大会」を開催	—	(警察本部) 交通企画課
人権啓発冊子等作成・配布	●人権啓発冊子『『気づき』から『きずな』へ。』を研修資料等として有効的に活用し、効果的な人権啓発を実施	1-(4)に含む	(環境県民局) 人権男女共同参画課
合計5事業			

(3) 高齢者			
老人保健福祉月間事業	●「老人の日」(9月15日)の全国でのキャンペーンに合わせ、9月を県の老人保健福祉月間とし、県ホームページへ実施事業を掲載し、懸垂幕を掲示して広報活動を実施。 ●百歳長寿者への内閣総理大臣祝状・記念品伝達を行う。	98	(健康福祉局) 地域福祉課
高齢者の生きがい・健康づくり応援事業	●高齢者の生きがいと健康づくりをはじめ、積極的な社会参加を推進するため、各種事業を実施 ・全国健康福祉祭(ねんりんピック)への選手派遣 ・シニア総合スポーツ大会の開催 ・シルバー作品展の開催 ・シニア囲碁・将棋大会の開催 〔(社福)広島県社会福祉協議会に委託〕	37,636	(健康福祉局) 地域包括ケア・高齢者支援課
プラチナ世代の社会参画促進事業	●プラチナ世代の社会参画を促進するための各種事業を実施 ・普及啓発の実施 ・プラチナ大学を市町と連携して開校 ・現役世代(企業等)への働きかけ(出前講座の開催等)	8,888	(健康福祉局) 地域包括ケア・高齢者支援課
高齢者就業支援事業	●高年齢退職者に臨時的かつ短期的な就業の機会を提供している、(公社)広島県シルバー人材センター連合会への補助	8,900	(商工労働局) 雇用労働政策課
公正採用選考等啓発事業(再掲)	●公正な採用選考システムを確立し、就職の機会均等が図られるよう、啓発資料を県の雇用労働情報サイト「わーくわくネットひろしま」に掲載し、事業主に対する啓発を実施	—	(商工労働局) 雇用労働政策課
ワンストップ雇用労働情報提供システム運用管理事業(再掲)	●雇用労働に関する幅広い情報を「わーくわくネットひろしま」に掲載し、求職者、学生、労働者、事業主に対して広報・啓発を実施	— (再掲)	(商工労働局) 雇用労働政策課
介護保険サービス適正利用推進事業	●引き続き広島県国民健康保険団体連合会への委託を行い、適切な介護サービスが提供される体制を構築し、研修等の実施により、市町村等苦情処理体制を整備して、不適正・不正な介護サービスの潜在化を防止する取組を継続して行う。	3,101	(健康福祉局) 地域福祉課
広島県地域包括ケア強化推進事業	●地域包括ケアシステムの強化に向けて各種事業を実施 ・介護予防(地域リハ)の充実 ・自立支援型ケアマネジメントの推進 ・生活支援体制の整備 ・データを活用した地域分析・診断 ・認知症相談、権利擁護に関する相談等 ●権利擁護を必要とする高齢者等が支援を受けられるよう、普及啓発や権利擁護の担い手を養成する。	102,743	(健康福祉局) 地域包括ケア・高齢者支援課、 地域福祉課

事業名	事業内容	予算(千円)	担当課等
認知症にやさしい地域づくり支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●認知症の人やその家族が安心して生活できるよう、地域全体で支える社会の構築に向けた事業を実施</li> <li>・認知症施策の推進に係る検討を行うための有識者会議の開催</li> <li>・団体・企業等との連携による認知症の正しい理解と、早期受診を促進するための啓発活動</li> <li>・若年性認知症の人の相談や支援ネットワークの構築等を行うコーディネーターの設置 等</li> </ul>	13,505	(健康福祉局)地域包括ケア・高齢者支援課
認知症地域連携促進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●医療・介護関係者が認知症の人の情報を共有し、適切な医療・介護サービスにつなげる仕組み(認知症地域連携パス)の普及</li> <li>・認知症地域連携パスに係る運用研修開催等の導入支援</li> <li>・連携ツール「ひろしまオレンジパスポート」の提供・普及啓発等</li> </ul>	1,330	(健康福祉局)地域包括ケア・高齢者支援課
高齢者交通安全対策事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●老人クラブ等における交通安全教室等の開催</li> <li>●交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者に対し、「交通安全仲良しクラブ」への参加を呼びかけるとともに、他の高齢者に対しても訪問活動による個別指導を推進</li> <li>●薄暮・夜間における歩行中の交通事故を防止するため、ライト・反射材用品の活用を促進</li> <li>●交通安全教育機材を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を推進し、加齢に伴って生じる身体機能の変化が行動に及ぼす影響等を理解させ、自ら納得した安全な交通行動の実践を図る。</li> <li>●高齢者交通安全モデル地区内において反射材活用を促進させ、交通安全意識の向上を図る。</li> <li>●安全運転サポート車の普及促進のため体験講習会を開催</li> <li>○免許証自主返納制度の周知と支援拡充の働き掛け</li> <li>○認知症高齢者等に対する市町との連携施策の推進</li> </ul>	—	(警察本部)交通企画課
「高齢者を対象とした安全情報提供ネットワーク」による情報発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>●今後も認知症高齢者や単身又は夫婦のみの高齢者世帯の増加が見込まれるため、高齢者団体、市町等の行政機関、医療・介護関係者、地域の自治組織や住民等と連携、協力し、「高齢者を守るネットワーク」の構築を推進し、防犯情報等を提供する。</li> </ul>	—	(警察本部)生活安全総務課
高齢者防犯モデル地区活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「高齢者防犯モデル地区」の指定と防犯教室の開催</li> </ul> <p>県内各警察署ごとに高齢者が多い地域、高齢者の犯罪・事故の被害が多い地域 26 地区を「高齢者防犯モデル地区」として選定し、同地区における年1回以上の防犯・交通安全教室の開催をはじめとした効果的な活動を推進する。</p>	—	(警察本部)生活安全総務課
特殊詐欺等への防犯対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者等を対象とした「安全情報提供ネットワーク」による情報発信</li> <li>●「高齢者防犯モデル地区」の指定と防犯教室の開催</li> </ul>	—	(警察本部)生活安全総務課
人権啓発冊子等作成・配布	<ul style="list-style-type: none"> <li>●人権啓発冊子『『気づき』から『きずな』へ。』を研修資料等として有効的に活用し、効果的な人権啓発を実施</li> </ul>	1-(4)に含む	(環境県民局)人権男女共同参画課
合計 15 事業			

事業名	事業内容	予算(千円)	担当課等
<b>(4) 障害者</b>			
あいサポートプロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> <li>●誰もが暮らしやすい共生社会を作るための「あいサポート運動」を推進するため研修、企業等の認定、アート展を開催</li> <li>・あいサポーター研修、あいサポートリーダー研修</li> <li>・企業等の認定・表彰</li> <li>・普及啓発</li> <li>・アート展の開催</li> </ul>	20,239	(健康福祉局) 障害者支援課
精神保健福祉普及啓発事業(関係団体育成事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●精神保健福祉に関する正しい知識の普及を図る学習会等の実施を支援</li> <li>・家族による家族の学習会</li> </ul>	110	(健康福祉局) 健康対策課
障害者社会参加推進事業(知的障害者福祉大会開催事業)	新型コロナウイルス感染症への対応のため中止	—	(健康福祉局) 障害者支援課
障害者社会参加推進事業(身体障害者福祉大会開催事業)	新型コロナウイルス感染症への対応のため中止	—	(健康福祉局) 障害者支援課
障害者社会参加推進事業(心のバリアフリー推進員設置事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●社会の障害に対する差別や偏見等を取り除き、県民一人ひとりの「心のバリアフリー」を推進するため、障害の特性を知り、障害者への手助けや配慮を実践する「あいサポート運動」の推進や、障害者に関するマーク等の普及促進を図るとともに、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談等に係る業務を効率的に処理するため、心のバリアフリー推進員を設置する。</li> </ul>	5,699	(健康福祉局) 障害者支援課
公正採用選考等啓発事業(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公正な採用選考システムを確立し、就職の機会均等が図られるよう、啓発資料を県の雇用労働情報サイト「わーくわくネットひろしま」に掲載し、事業主に対する啓発を実施</li> </ul>	—	(商工労働局) 雇用労働政策課
ワンストップ雇用労働情報提供システム運用管理事業(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●雇用労働に関する幅広い情報を「わーくわくネットひろしま」に掲載し、求職者、学生、労働者、事業主に対して広報・啓発を実施</li> </ul>	— (再掲)	(商工労働局) 雇用労働政策課
障害者雇用・就業促進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害者の就業支援のため、職場適応訓練や障害者合同就職面接会を実施。県内企業の障害者雇用促進のため、啓発冊子の作成、障害者雇用優良事業所の知事表彰及び先進事例から学ぶための障害者雇用企業等見学会を実施</li> </ul>	4,987	(商工労働局) 雇用労働政策課
障害者在宅ワーク支援研修事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●インターネットを利用した在宅ワークに必要な技術習得の研修を実施</li> <li>・対象:重度身体障害者等で通勤による就業困難者(10人)</li> <li>・期間:5月～3月</li> <li>・内容:WEB制作</li> <li>・方法:インターネット等を利用した在宅研修及び訪問指導</li> </ul>	2,850	(商工労働局) 職業能力開発課



事業名	事業内容	予算(千円)	担当課等
障害者虐待防止・権利擁護推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●県障害者権利擁護センターの運営 <ul style="list-style-type: none"> <li>・センターの機能強化を図り、虐待発生防止と虐待発見時の速やかな通報を確保</li> <li>・障害者及び養護者への支援に関する相談対応及び関係機関への橋渡しを行う。</li> </ul> </li> <li>●障害者・養護者に対する支援や虐待事案に関する情報の収集、分析、提供等を行う。</li> <li>●障害者虐待防止・権利擁護研修の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町、事業者等の職員を対象とした虐待予防・権利擁護に関する研修実施による人材育成・普及啓発を推進する。</li> </ul> </li> <li>●障害者虐待防止ネットワーク推進会議の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待の状況を把握し、障害者の虐待防止方策等を検討する。</li> </ul> </li> </ul>	9,772	(健康福祉局) 障害者支援課
人権啓発冊子等作成・配布	●人権啓発冊子『『気づき』から『きずな』へ。』を研修資料等として有効的に活用し、効果的な人権啓発を実施	1-(4)に含む	(環境県民局) 人権男女共同参画課
合計 11 事業			

(5) 同和問題			
人権啓発DVDの上映	●参加者に同和問題への理解を促し、人権意識の醸成を促進するため、「ヒューマンフェスタ 2020 ひろしま」において人権啓発DVDを上映	1-(1)に含む	(環境県民局) 人権男女共同参画課
公正採用選考等啓発事業(再掲)	●公正な採用選考システムを確立し、就職の機会均等が図られるよう、啓発資料を県の雇用労働情報サイト「わーくわくネットひろしま」に掲載し、事業主に対する啓発を実施	—	(商工労働局) 雇用労働政策課
地方改善事業費(隣保館運営費等補助金)	●人権課題解決のための各種事業や生活上の各種相談事業を実施している隣保館(社会福祉法に規定する第二種社会福祉事業を行う施設)を設置・運営する市町(政令市及び中核市を除く。)に対して支援を実施	155,085	(環境県民局) 人権男女共同参画課
人権啓発冊子等作成・配布	●人権啓発冊子『『気づき』から『きずな』へ。』を研修資料等として有効的に活用し、効果的な人権啓発を実施	1-(4)に含む	(環境県民局) 人権男女共同参画課
合計 4 事業			

(6) アイヌの人々			
人権啓発冊子等作成・配布	●人権啓発冊子『『気づき』から『きずな』へ。』を研修資料等として有効的に活用し、効果的な人権啓発を実施	1-(4)に含む	(環境県民局) 人権男女共同参画課
合計 1 事業			



事業名	事業内容	予算(千円)	担当課等
<b>(7) 外国人</b>			
多文化共生の地域づくり支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●外国籍県民の課題解決に向けて、ひろしま多文化共生連絡協議会を開催し、市町及び国等の関係機関と連携の強化を図る。</li> <li>●(公財)ひろしま国際センターと連携しつつ、以下の事業を実施し、多文化共生施策の推進が図られるよう市町等の支援を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人相談窓口の運営</li> <li>・日本語教育を核とした多文化共生の地域づくり支援事業等</li> <li>・多言語サイト運営事業</li> <li>・外国人共生推進事業 等</li> </ul> </li> </ul>	50,759	(地域政策局)国際課
公正採用選考等啓発事業(再掲)	●公正な採用選考システムを確立し、就職の機会均等が図られるよう、啓発資料を県の雇用労働情報サイト「わーくわくネットひろしま」に掲載し、事業主に対する啓発を実施	—	(商工労働局)雇用労働政策課
ワンストップ雇用労働情報提供システム運用管理事業(再掲)	●雇用労働に関する幅広い情報を「わーくわくネットひろしま」に掲載し、求職者、学生、労働者、事業主に対して広報・啓発を実施	5,997 (再掲)	(商工労働局)雇用労働政策課
外国人材の受入・共生対策事業	●外国人材の雇用に課題を抱えている企業等を対象とし、セミナー等の実施により、適切な受入れ環境整備に関する有益な情報発信を行う。	2,707	(商工労働局)雇用労働政策課
人権啓発冊子等作成・配布	●人権啓発冊子『『気づき』から『きずな』へ。』を研修資料等として有効的に活用し、効果的な人権啓発を実施	1-(4)に含む	(環境県民局)人権男女共同参画課
合計 5 事業			

<b>(8) HIV感染者等及びハンセン病回復者等</b>			
エイズ予防対策事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各関係機関と連携を取り、会議や研修、イベントを実施する。</li> <li>●高齢者施設を対象とした研修会を実施する。</li> </ul>	56,275	(健康福祉局)健康対策課
ハンセン病対策事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●回復者等の社会復帰支援策を講じるとともに、ハンセン病に対する差別、偏見の解消のため普及啓発を行う。</li> <li>●県出身のハンセン病回復者等に対して、療養所訪問や郷土産品送付、在宅者に対する検診等を行う。</li> </ul>	2,330	(健康福祉局)健康対策課
人権啓発冊子等作成・配布	●人権啓発冊子『『気づき』から『きずな』へ。』を研修資料等として有効的に活用し、効果的な人権啓発を実施	1-(4)に含む	(環境県民局)人権男女共同参画課
合計 3 事業			

<b>(9) 刑を終えて出所した人</b>			
社会を明るくする運動への参画	●犯罪や非行から立ち直ろうとする人たちが、再び地域社会に受け入れられるよう、矯正及び更生保護について啓発を実施する。	—	(環境県民局)県民活動課
人権啓発冊子等作成・配布	●人権啓発冊子『『気づき』から『きずな』へ。』を研修資料等として有効的に活用し、効果的な人権啓発を実施	1-(4)に含む	(環境県民局)人権男女共同参画課
合計 2 事業			

事業名	事業内容	予算(千円)	担当課等
(10) 犯罪被害者等			
犯罪被害者等支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●犯罪被害者等支援施策に取り組む意義及び必要性を理解し, 犯罪被害者等施策の総合的な推進や情報提供・相談に当たった基礎的知識及び具体的対応要領の習得を目的とした研修会を開催</li> <li>●「犯罪被害者週間」にあわせてチラシ, リーフレット等を作成し, 街頭キャンペーン等を実施するなど広報啓発活動を推進</li> <li>●県民活動課の管理するホームページに「被害者支援」のサブサイトを設け, 犯罪被害者支援に関する情報を一元的に集約の上, 適宜発信</li> <li>●公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体の指定を受けた公益社団法人広島被害者支援センターに対して, 広報啓発, 研修会開催を委託(共同実施)するとともに, 県民への周知を図る。</li> </ul>	1,220	(環境県民局) 県民活動課
「社会全体で被害者を支え, 被害者も加害者も出さない街づくり」に向けた機運の醸成	<ul style="list-style-type: none"> <li>●犯罪被害者等の人権尊重理念の普及を図るための啓発活動を推進</li> </ul>	—	(警察本部) 警察安全相談課
勤労者福祉対策事業(労働相談)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●県民の労働問題全般に関する相談のニーズに応えるため, 県内2か所の「労働相談コーナー」に専門の相談員等を配置</li> </ul>	6,952	(商工労働局) 雇用労働政策課
捜査過程における二次的被害の防止・軽減	<ul style="list-style-type: none"> <li>●犯罪被害者等が受ける精神的, 経済的, 身体的被害の軽減を図るための支援活動の充実強化</li> <li>●国の「犯罪被害者等基本計画」に沿った施策を推進</li> </ul>	2,182	(警察本部) 警察安全相談課
民間支援団体への援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体の指定を受けた, 公益社団法人広島被害者支援センターに対する助言・指導, 財政的支援の措置</li> </ul>	6,467	(警察本部) 警察安全相談課
性被害ワンストップセンターひろしまの運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>●関係機関・団体との連携による, 性被害に遭われた方に対する総合的な支援窓口を設置・運営</li> </ul>	30,645	(環境県民局) 県民活動課
人権啓発冊子等作成・配布	<ul style="list-style-type: none"> <li>●人権啓発冊子『『気づき』から『きずな』へ。』を研修資料等として有効的に活用し, 効果的な人権啓発を実施</li> </ul>	1-(4)に含む	(環境県民局) 人権男女共同参画課
合計 7 事業			

事業名	事業内容	予算(千円)	担当課等
<b>(11) インターネットによる人権侵害</b>			
サイバー犯罪対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●SNS やインターネット掲示板への書き込みをめぐるトラブル等の相談に対する必要な助言・教示及び不正に個人情報を入手するウイルスや偽・詐欺サイト等に対するサイバー犯罪捜査を実施</li> <li>●インターネットを利用したサイバー犯罪の被害を未然に防止するため、広報資料の発信及びサイバー犯罪被害防止のための講演・セミナーの開催等、広報啓発活動を実施</li> </ul>	—	(警察本部) サイバー犯罪対策課
個人情報保護制度の啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>●個人情報保護制度を普及・啓発し、個人情報の適正な取扱いを促進</li> <li>・ホームページによる個人情報保護制度に関する情報提供</li> <li>・県民や事業者からの個人情報に関する相談への対応</li> <li>・県職員を対象として、個人情報保護制度についての研修資料を情報提供(研修会の開催は、新型コロナウイルス感染症への対応のため中止)</li> </ul>	121	(総務局) 総務課
人権啓発冊子等作成・配布	●人権啓発冊子『『気づき』から『きずな』へ。』を研修資料等として有効的に活用し、効果的な人権啓発を実施	1-(4)に含む	(環境県民局) 人権男女共同参画課
合計 3 事業			
<b>(12) 北朝鮮当局による拉致問題等</b>			
拉致問題等北朝鮮による人権侵害問題の啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」に基づく当該問題の啓発</li> <li>・北朝鮮人権侵害問題啓発週間を中心に、国との共催による映画などの人権啓発イベントや県ホームページなど様々な媒体を活用した啓発活動を実施</li> </ul>	—	(地域政策局) 国際課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」に基づき、北朝鮮人権侵害問題啓発週間に合わせた啓発資料の配布・掲示を実施</li> </ul>	—	(警察本部) 外事課
人権啓発冊子等作成・配布	●人権啓発冊子『『気づき』から『きずな』へ。』を研修資料等として有効的に活用し、効果的な人権啓発を実施	1-(4)に含む	(環境県民局) 人権男女共同参画課
合計 3 事業			
<b>(13) 性的指向・性自認</b>			
性的指向や性自認を理由とする偏見や差別解消に向けた啓発・相談	●人権啓発冊子『『気づき』から『きずな』へ。』を研修資料等として有効的に活用し、効果的な人権啓発を実施	1-(4)に含む	(環境県民局) 人権男女共同参画課
	●(公財)広島県男女共同参画財団が実施するLGBT電話相談を支援	2-(1)に含む	(環境県民局) 人権男女共同参画課
	●個別事例に対しての精神保健福祉相談の実施	1,488	(健康福祉局) 健康対策課
合計 3 事業			

事業名	事業内容	予算(千円)	担当課等
(14) その他			
ユニバーサルデザイン推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「ユニバーサルデザインひろしま推進指針」に基づく普及・啓発</li> <li>●最新動向の把握及びホームページ等を通じた情報発信 等</li> </ul>	—	(総務局) 経営企画チーム
合計 1 事業			

### 3 人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等

対象者	事業名	事業内容	予算(千円)	担当課等
県職員	職場研修の実施	●各機関において、「広島県人権問題職場研修実施要綱」に基づき、所属の全職員を対象とする職場研修を実施	—	(総務局) 人事課
	管理者、業務別等研修及び人権問題職場研修推進員への研修実施	●人権問題についての講義を実施 対象：初任研修、管理者研修、医療業務従事職員初任研修 ●人権問題職場研修推進員に対し、人権問題に対する認識を深めながら、研修の効果的な進め方を習得するための研修を実施	—	(総務局) 自治総合研修センター
	犯罪被害者支援等関係者への研修実施	●犯罪被害者等施策の総合的な推進や情報提供、相談に当たっての基礎的知識及び具体的対応要領の修得を目的とするほか、関係機関の相互理解を深めることにより、現場に即した支援の輪を広げるため研修を実施	1,220 (再掲)	(環境県民局) 県民活動課
市町職員	市町職員研修の支援等	●市町人権施策担当課長会議を開催し、研修用教材や先進事例の紹介等を行い、市町が実施する研修等を支援 ●市町等の人権啓発担当者に対して、指導者として必要な知識を習得するための研修を実施	1-(3)・(4) に含む	(環境県民局) 人権男女共同参画課
	犯罪被害者支援等関係者への研修実施(再掲)	●犯罪被害者等施策の総合的な推進や情報提供、相談に当たっての基礎的知識及び具体的対応要領の修得を目的とするほか、関係機関の相互理解を深めることにより、現場に即した支援の輪を広げるため研修を実施	1,220 (再掲)	(環境県民局) 県民活動課
	多文化共生の地域づくり支援事業(再掲)	●担当職員をはじめとする地域人材を対象に、多文化共生の取組に資する研修を実施	50,759 (再掲)	(地域政策局) 国際課
警察職員	人権問題に関する教養	●様々な人権問題に関する教養を実施	—	(警察本部) 人材育成課
	被害者支援に関する教養	●被害者に対する対応要領等に関する教養を実施	—	(警察本部) 警察安全相談課
消防職員	人権問題に関する講義の実施	●初任消防職員の人権問題に関する理解を深めるため「人権」と「ハラスメント」に関する講義を実施	—	(危機管理監) 消防学校
農林漁業団体関係者	「みんなで豊かな農林漁業」人権啓発委託事業	●農山漁村地域における農林漁業団体の人権啓発推進に果たす社会的役割は大きなものがあることから、農林漁業団体職員等が人権問題に対する正しい理解を深め、様々な人権問題に対する取組を推進するため、関係者への研修を実施 ●人権問題の啓発：研修会(講演)の開催	335	(農林水産局) 農林水産総務課
合計 10 事業				